

奈良県がん予防対策推進委員会（精度管理部会）

日時：平成24年10月29日（月）

午後5時30分～7時30分

場所：奈良医大歴権会館 3階 大ホール

次 第

1 開会

2 議題

（1）がん検診精度管理調査の結果について ······ 【資料1】

（2）がん検診精度管理要領改正について ······ 【資料2】

（3）がん検診実施要領様式の修正等について（報告）··· 【資料3】

（4）奈良県のがんの現状と課題 ······ 【資料4】

3 閉会

奈良県がん予防対策推進委員会(精度管理部会)

日時:平成24年10月29日(月)午後5時30分～7時30分
場所:奈良医療会館 3階 大ホール

部会長

大石委員	○		○ 細井委員
伊藤委員	○		○ 中島委員
小林委員	○		○ 藤井委員
木村委員	○		○ 高野委員

事務局

○	○	○	○
---	---	---	---

松山次長 橋本課長 大原主幹 増谷係長

○	○	○	○
---	---	---	---

後藤(保健予防課) 中川

○	○	○	○
---	---	---	---

(傍聴席)

○	○	○	○
---	---	---	---

(記者席)

奈良県がん予防対策推進委員会 委員名簿

(精 度 管 理 部 会)

区 分	氏 名	役 職
学識経験者 (胃がん)	大石 元	奈良県健康づくりセンター所長
	伊藤 高広	奈良県立医科大学放射線医学教室助教
学識経験者 (子宮がん)	小林 浩	奈良県立医科大学産婦人科学教室教授
学識経験者 (肺がん)	木村 弘	奈良県立医科大学第二内科学教室教授
学識経験者 (乳がん)	細井 孝純	済生会中和病院副院長
学識経験者 (大腸がん)	中島 祥介	奈良県立医科大学消化器・総合外科学教室教授
	藤井 久男	奈良県立医科大学中央内視鏡・超音波部病院教授
奈良県医師会	山科 幸夫	奈良県医師会理事
集団検診機関	森田 隆一	奈良市総合医療検査センター局長
市町村看護職員 協議会	高野 由子	大和高田市健康増進課長

奈良県がん予防対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1号の規定に基づき策定した奈良県がん対策推進計画（平成21年11月策定）によるがん予防及びがんの早期発見に係る対策のあり方について検討すること、がん検診の実施状況や精度管理の状況を把握し、及び評価すること並びに市町村及び検診実施機関に対し、専門的な見地から適切な指導を行い、検診に従事する者の資質向上を図ることをもってがん検診が効果的かつ効率的に実施されることを目的として、奈良県がん予防対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) がん予防に関すること。
- (2) がんの早期発見に関すること。
- (3) がん検診の実施状況や精度管理の状況の把握及び評価に関すること。
- (4) 市町村及び検診実施機関への指導に関すること。
- (5) その他がん検診の効果的かつ効率的な実施に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
 - (1) 各種のがんについての学識経験のある者
 - (2) がん検診の実施機関に属する者
 - (3) がん検診の実施主体である市町村の職員
 - (4) その他必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすること
ができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、
議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めるこ
とができる。

(部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する事務を行うに当たり、次の部会を置く。

- (1) 精度管理部会
- (2) 受診率向上部会

- 2 部会委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、知事が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における結果を委員会において報告
する。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委
員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

資料一式

(資料1) がん検診精度管理調査結果について

- ①平成24年度調査結果及び課題と今後の対応について
- ②市町村がん検診の実施状況
- ③精密検査結果報告依頼文通知（案）等

(資料2) 奈良県市町村がん検診精度管理要領改正について

- ①奈良県市町村がん検診精度管理要領（案）
- ②都道府県精度管理調査票（案）
(県がん検診チェックリスト)
- ③奈良県がん検診精密医療機関登録方法（案）

(資料3) 奈良県がん検診実施要領の修正について

- ①がん検診に関する市町村等からの問い合わせ
- ②奈良県がん検診実施要領の修正

(資料4) 奈良県のがんの現状と課題、今後の取り組みについて

議題（1）

平成24年度がん検診精度管理調査の結果について

（H23年度検診実施分）

「奈良県市町村がん検診精度管理要領」に基づく市町村及び検診実施機関
(集団検診機関)への調査

対象：県内39市町村及び市町村が委託している集団検診機関（11機関）

1 市町村調査結果と今後の対応について

（1）H23年度市町村実施分精度管理調査結果・・・（別添 参考資料1）

全体的に昨年度より、D評価が減って、B評価が増えている。

- ・胃がん検診・・・A評価1 B評価18 C評価6 D評価14
- ・肺がん検診・・・A評価0 B評価20 C評価5 D評価14
- ・大腸がん検診・・・A評価1 B評価16 C評価8 D評価14
- ・子宮がん検診・・・A評価1 B評価16 C評価9 D評価13
- ・乳がん検診・・・A評価0 B評価17 C評価9 D評価13

（2）項目別指標について・・・（別添 参考資料1の裏面）

1. 検診対象者

- ・住民基本台帳に基づき対象者の網羅的な名簿を作成している市町村が増えた。
- ・対象者に均等に受診勧奨を行っている市町村は3割に満たない。

➡ 県が保健所と連携しながら市町村のがん検診の取り組み状況を把握して、各市町村の課題を整理する。

コール・リコールの推奨についての支援を行う。

2. 受診者の情報管理

- ・ほぼ実施できている。

3. 要精検率の把握

- ・ほぼ実施できている。

4. 精検受診の有無の把握 と受診勧奨

- ・ほぼ実施できているが、未受診者の受診勧奨をしていない市町村がある。

➡ 県、保健所が状況を確認して個別に指導する。

5 精密検査の結果の把握

- ・精密検査医療機関から精密検査結果及び治療の結果報告を受けていない市町村が3割ある。
(昨年と比較してほぼ改善がみられない)
- ・早期がん割合、陽性反応適中度については、「過去の受診歴別」に把握していない市町村が3割ある。

➡ 対策検討

- ・精度管理調査項目についての研修会を実施する。
- ・精密医療機関への結果報告協力依頼の通知（個人情報免責について）【資料 1－③】
- ・子宮がん検診については、精密検査結果依頼書の検討

6 検診機関の委託

- ・委託検診機関選定に際し、仕様書は作成しているものの、仕様書に必須の精度管理項目を明記させていない市町村がまだ3～4割ある。（昨年度よりは改善）

➡ 県、保健所が状況を確認して個別に指導する。

2 集団検診機関調査結果と今後の対応について

(1) H23 年度集団検診機関精度管理調査結果・・・(別添 参考資料 2)

- ・胃がん検診（7機関） A評価1 B評価6 昨年度より改善されている。
- ・肺がん検診（7機関） A評価0 B評価7 昨年度と同じ
- ・大腸がん検診（8機関） A評価1 B評価7 (A評価が減った)
- ・子宮がん検診（3機関） A評価0 B評価3 昨年度と同じ
- ・乳がん検診（5機関） A評価0 B評価5 昨年度と同じ

(2) 項目別指標について・・・(別添 参考資料 2－①)

①診断のための検討会や委員会を設置している検診機関が少ない。

②胃がん検診の読影の項目が実施できていない機関がある。

③肺がん検診の喀痰細胞診の項目が実施できていない機関がある。

➡ どのように対応するか検討する。

さらに下記についても検討が必要

④集団検診機関だけでなく、個別検診機関にどのように対応するか検討する。

(資料 1－②)

⑤精度管理項目の評価については、項目数だけの評価でよいか。

⑥自己申告の調査でよいか。

市町村がん検診の実施状況(平成24年4月現在)

【資料1-②】

	胃がん		肺がん		大腸がん		子宮がん		乳がん	
	集団検診	個別検診								
市町村名	実施の有無									
奈良市	○		○		○	○	○	○	○	○
大和高田市	○		○		○			○		○
大和郡山市	○	○	○			○		○		○
天理市	○		○	○		○		○	○	○
橿原市		○		○		○		○		○
桜井市	○		○			○		○		○
五條市	○	○	○		○	○	○	○	○	○
御所市	○	○	○		○	○	○	○	○	○
生駒市	○	○	○		○	○	○	○	○	○
香芝市	○	○	○		○	○	○	○	○	○
葛城市	○	○	○		○	○	○	○	○	○
宇陀市	○		○		○	○	○	○	○	○
山添村	○		○		○		○		○	
平群町	○		○		○	○	○	○	○	○
三郷町	○	○	○		○		○	○	○	○
斑鳩町	○		○		○		○	○	○	○
安堵町	○		○		○		○	○		○
川西町	○		○		○		○	○	○	○
三宅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田原本町	○		○		○			○		○
曾爾村	○		○		○	○	○	○	○	○
御杖村	○		○		○	○		○	○	○
高取町	○		○		○	○	○	○	○	○
明日香村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上牧町	○		○		○	○	○	○	○	○
王寺町	○	○	○		○	○	○	○	○	○
広陵町	○	○	○		○	○	○	○	○	○
河合町	○		○		○	○	○	○		○
吉野町	○		○		○		○	○	○	
大淀町	○		○		○		○	○	○	○
下市町	○		○		○		○	○	○	○
黒滝村	○		○		○	○	○	○	○	○
天川村	○		○		○		○	○		○
野迫川村	○		○		○	○	○	○	○	○
十津川村	○		○	○	○	○	○	○	○	○
下北山村	○		○		○		○		○	
上北山村	○		○		○			○		
川上村	○		○		○		○	○	○	
東吉野村	○		○		○		○		○	
実施市町村数	38	12	38	5	35	24	31	36	30	33

精密検査結果報告依頼文（案）

健康第 号
平成 年 月 日

市町村がん検診に係る
登録精密医療機関の管理者 殿

奈良県健康福祉部
健康づくり推進課長

がん検診精密検査結果の報告について

日頃は、市町村が実施するがん検診の精密検査にご協力いただき、誠にありがとうございます。

がん検診の実施については、国において「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針」（平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331058 号厚生労働省健康局長通知）を定め、市町村によるがん検診を推進しております。奈良県においても、奈良県がん予防対策推進委員会（委員長 大石元奈良医大名誉教授）が中心になって、がん検診の質の評価及び向上に取り組んでいるところです。

さて、がん検診の精度管理において非常に重要なこととして「精密検査結果の把握」があげられますが、精密検査機関から精密検査結果の報告がなされない場合が多く、がん検診の精度管理上の障害となっております。

国立がん研究センターによりますと『個人情報保護法では、がん検診などを含む公衆衛生上の施策の妨げにならないような配慮が条文に盛り込まれており「第 23 条（例外事項）の三項」の中に「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」という項目があげられています。そしてその内容として「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省 2010 年改正）」において、「がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供」が明確にあげられています。このため地方公共団体や検診機関に対して個人の同意なしに精密検査結果を報告することは、個人情報保護法で認められており、むしろ公衆衛生上必要なこと』とされています。

つきましては、県内市町村のがん検診受診者に係る市町村及び 1 次検診機関への精密検査結果の報告については個人情報保護法には抵触しませんので、引き続きご協力よろしくお願ひします。

議題（2）

奈良県市町村がん検診精度管理要領の改正について

奈良県市町村精度管理要領の追加

- ①対象者の（4）に県を追加
- ②実施方法の（3）に県調査及び【別紙3】都道府県精度管理調査（県がん検診チェックリスト）を追加
- ③精密医療機関の登録に【別紙7】奈良県がん検診精密医療機関登録実施方法について、登録に関するフローチャート、登録辞退届の様式を追加

奈良県市町村がん検診精度管理要領

1. 目的

この要領は、県内市町村が実施するがん検診の基本的な精度管理方法を定めることにより、がん検診の精度の向上を図ることを目的とする。これにより、早期のがんを可能な限り多く発見し、同時に不必要的精密検査を減らすことを目指す。

2. 実施主体

県が、市町村、検診実施機関、精密検査医療機関の協力を得て実施する。
実施に当たっては、奈良県がん予防対策推進委員会の意見を参考とする。

3. 対象者

精度管理の対象は、下記のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 検診実施機関
- (3) 精密検査医療機関
- (4) 県

4. 実施方法

1) 精度管理調査の実施

(1) 市町村調査の実施

- 県は、毎年8月に、各市町村に対し、前年度に実施したがん検診に関する精度管理調査を実施する。精度管理調査項目は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月)。以下「報告書」という。)の「事業評価のためのチェックリスト【市町村用】」の内容を基本に設定する。([別紙1] 市町村精度管理調査票)
- 県は、精度管理調査の結果を取りまとめるとともに、県が作成した市町村評価基準に基づき評価を行う。([別紙3→4] 市町村精度管理調査評価基準)
- 県は、がん予防対策推進委員会(以下「委員会」という。)に精度管理調査の結果及び評価結果を報告し、委員会の了承を得る。
- 県は、各市町村に評価結果を通知するとともに、県ホームページにより公表する。

(2) 検診実施機関調査の実施

- 県は、毎年8月に、前年度に各市町村のがん検診を担当した検診実施機関に対し、前年度のがん検診に関する精度管理調査を実施する。精度管理調査項目は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(がん検診事業の評価に関する委員会報告書(平成20年3月)。以下「報告書」という。)の「事業評価のためのチェックリスト【検診実施機関用】」の内容を基本に設定する。([別紙2] 検診実施機関精度管理調査票)

なお、調査対象については、当分の間、集団検診の形態でがん検診を実施する検診実施機関に対して実施するものとする。

- 県は、精度管理調査の結果を取りまとめるとともに、県が作成した検診実施機関評価基準に基づき評価を行う。（【別紙4→5】検診実施機関精度管理調査評価基準）
- 県は、委員会に精度管理調査の結果及び評価結果を報告し、委員会の了承を得る。
- 県は、各検診実施機関に評価結果を通知するとともに、県ホームページにより公表する。
- 各市町村においては、業務を委託する全ての検診実施機関に対し、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月）。以下「報告書」という。）の「事業評価のためのチェックリスト【検診実施機関用】」の内容を、委託契約書に盛り込むことにより、検診実施機関の精度管理に努めることとする。

（3）県調査の実施

- 都道府県が、各市町村および検診実施機関の精度管理を行うにあたり、適切なデータ把握や体制整備を実施しているか否かを評価する目的で、都道府県自身が行う、自己点検のための調査である。
- 県は、毎年8月に、前年度に実施したがん検診に関する自己点検のための調査を実施する。精度管理調査項目は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月）。以下「報告書」という。）の「事業評価のためのチェックリスト【都道府県用】」の内容を基本に設定する。（【別紙3（新規）】都道府県精度管理調査票）
- 県は、「奈良県がん予防対策推進委員会」に精度管理調査の結果及び評価結果を報告し、了承を得る。
- 県の調査結果を県ホームページにより公表する。

2) 市町村、検診実施機関に対するヒアリングの実施

- 県は、精度管理調査の評価結果や毎年各市町村から県に報告される各種精度管理指標を参考として、市町村や検診実施機関に対して、委員会の関係する委員と合同でヒアリングを行い、必要な指導を行うこととする。
- 県は、市町村や検診実施機関からヒアリングを実施した場合、その内容を委員会に報告することとする。

3) 精密医療機関の登録

- 県は、一定以上の精度を確保できる医療機関で精密検査を提供すること、市町村のがん検診によるがん発見率を把握すること、更に、精密検査対象者が医療機関を容易に選択することができるよう、がん検診の種類毎に精密医療機関の登録を行うこととする。
- 県は、医療機関から精密医療機関としての登録申請があった場合、がん検診の種類毎に委員会の定めた基準【別紙5→6】に合致するかどうかについて、委員会の関係

【資料 2—①】

する委員の意見を聞いた上で、精密医療機関として登録する。なお登録の方法については、【別紙 7（新規）】の方法による。

- 県は、定期的に精密医療機関の現況を把握し、精密医療機関の更新を行うこととする。

4) 市町村がん検診従事者に対する講習会の開催

- 県は、市町村、検診実施機関、精密医療機関における市町村がん検診従事者の資質向上を目的として、がん検診従事者講習会を開催する。
- 県は、がん検診従事者講習会への市町村、検診実施機関、精密医療機関の参加状況を把握し、委員会へ報告することとする。

(附則)

この要領は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この要領は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

【別紙 3→4】市町村精度管理調査評価基準

- A 「基準」を全て満たしている
- B 「基準」を一部満たしていない（1～4 項目満たしていない。）
- C 「基準」を相当程度満たしていない（5～8 項目満たしていない）
- D 「基準」から極めて大きく逸脱している（9 項目以上満たしていない）
- E 回答がない

【別紙 4→5】検診実施機関精度管理調査評価基準

- A 「基準」を全て満たしている
- B 「基準」を一部満たしていない（1～4 項目満たしていない。）
- C 「基準」を相当程度満たしていない（5～9 項目満たしていない）
- D 「基準」から極めて大きく逸脱している（10 項目以上満たしていない）
- E 回答がない

【別紙写→6】

市町村がん検診における精密検査医療機関の基準

基本的条件（各がん共通）		その他必要条件
	胃がん	<p>① 胃内視鏡検査が実施できること。（新規登録医療機関には日本消化器内視鏡学会認定専門医がいること。）</p> <p>② 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>③ 関連学会の研修会等に出席すること。</p>
① 確定診断ができること。	大腸がん	<p>① 全大腸内視鏡検査が実施できること。</p> <p>またはS状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法による）の併用による検査が実施できること。 ※注腸エックス線検査のみは認められない。</p> <p>② ①の実施にあたっては、十分な精度管理のもと専門の医師により実施できること。</p>
② 受診者に結果説明ができること。	子宮がん	<p>① コルポスコープ検査が実施できること。</p> <p>② 細胞診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>③ 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>④ 日本産婦人科学会専門医がいること。</p>
③ 一次検査機関（または読影委員会等）に結果報告を行うこと。	乳がん	<p>① 乳がん診療ガイドラインに則した診療を実施していること。</p> <p>② 一次医療機関のマンモグラフィ検査の結果、カテゴリー3以上の評価を受けた者、自覚症状を有する者などに対して、診断のための専門的な検査が実施できること。</p> <p>③ 超音波検査が実施できること。</p> <p>④ マンモグラフィによる検査が実施できること。</p> <p>⑤ 穿刺吸引細胞診または針生検（マンモトームを含む）または摘出生検が実施できること。（病理診断は外部委託による場合を含む）</p> <p>⑥ MR I・CT検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p>
④ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知 健発第0331058号）」の内容に従えること。	肺がん	<p>① CTによる画像診断が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>② 気管支鏡による組織・細胞検査（診断）が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p>
⑤ 精密検査結果のフィードバック等、がん検診の精度管理に協力することができますること。		

市町村精度管理調査票

【別紙1】

(がんの種類毎にあてはまるものに○をつけてください)

内容	指標	胃がん	肺がん (胸部X線、 肺疾患細胞診)	大腸がん	子宮頸がん	乳がん (マンモグラフィ、 視触診別)	評価点数	評価基準
1. 検診対象者	(1) 対象者の網羅的な名簿を住民台帳に基づいて作成しているか							
	① 40歳以上(子宮頸がんでは20歳以上)の住民全ての名簿が何らかの形(紙台帳、パソコンファイル)で存在する場合(対象者名簿は定期的に更新し、転入転出、死亡等最新の住民情報を把握する必要があります)						1	
	② 住民基本台帳と連動した保健基幹システム等を利用している場合には、40歳以上(子宮頸がんでは20歳以上)の住民全てを抽出して対象者名簿に記載している場合						1	
	③ 上記①②において、機場検診等の受診機会があることが明らかな者のみ対象者名簿に除外している場合(少なとも国保加入者は全員を算定しているなど)						1	
	④ 対象者名簿の作成を外部委託している場合は、その作成方法/内容について市町村が把握し、①～③のいずれかを満足している場合						1	
	⑤ 上記①～④以外の場合 前年度受診者や希望者のみ名簿化している場合						0	
	(2) 対象者に均等に受診機会を行っているか							
	① 対象者個人毎に手帳・電話・訪問等で案内(検診の通知)を行っている場合(世帯毎ではなく、対象者全員に行なっている場合)						1	
	② 世帯毎に手帳・電話・訪問等で案内(検診の通知)を行っている場合(対象者全員の名前は示していないが、市町村にて一通り連絡(通知)等を送る場合)						1	
	③ 希望調査を受診勧奨の代わりとしている市町村においては、対象者全員或いは世帯別対象者全員の名前を記載し希望調査を実施している場合						1	
	④ 上記①～③以外の場合 広報/チラシでの周知や、対象となる全員の個人名の記載がない各世帯宛の案内、また、節目接診等で対象年齢を制限して勧奨している場合						0	
2. 受診者の情報管理	(1) 対象者数(総計含む)を把握しているか							
	① 網羅的な対象者名簿があり、名簿を基に対象者数を把握している場合(実測値)						1	
	② (1)で定義した対象者名簿がなく、国立がんセンターがん対策情報センターのホームページに掲載された計算式や、抽出住民へのアンケート等(国民生活基礎調査、国勢調査、県独自の調査)により対象者数を算定している場合(推計値)						1	
	③ 上記①②以外の場合						0	
	(2) 受診者数を性別・年齢5歳階級別に集計しているか							
	① 受診者数を2、(3)の受診者台帳を基に集計している場合						1	
	② 委託先検診機関等が受診者数を集計している市町村においては、全ての機関において、上記の受診者台帳を基に集計されている場合						1	
	③ 上記①②以外の場合 個人別の受診者台帳に基づいた集計以外の場合 また、問診(受診者の申告)で受診歴を把握している場合						0	
	(3) 国別別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか							
	① (1)の網羅的な対象者名簿に、個人毎に、検診受診の有無・検診結果・精液結果を記入している場合(紙台帳でもパソコン台帳でも可) また、対象者名簿が無く、受診者のみを記録する受診者台帳を作成している市町村においても、個人毎にこれらの項目が記入されている場合						1	
	② 委託先検診機関等が受診者台帳を作成している市町村においては、委託先検診機関全ての受診者台帳について、個人毎の検診受診の有無・検診結果・精液結果の記録形式になっていることを確認している場合						1	
	③ 上記①②以外の場合						0	
	(4) 受診者数を過去の検診受診歴別(初回受診者(過去3年間に受診歴がない者(肺がんは前年)及び、逐年受診者等を別集計すること)に集計しているか							
	① 受診者数を2、(3)の受診者台帳を基に集計している場合						1	
	② 委託先検診機関等が受診者数を集計している市町村においては、全ての機関において、上記の受診者台帳を基に集計されている場合						1	
	③ 上記①②以外の場合 個人別の受診者台帳に基づいた集計以外の場合 また、問診(受診者の申告)で受診歴を把握している場合						0	
	(5b) 受診者数を検診実施機関別又は施設別(個別接診別)に集計しているか							
	① 受診者数を2、(3)の受診者台帳を基に集計している場合						1	
	② 委託先検診機関等が受診者数を集計している市町村においては、全ての機関において、上記の受診者台帳を基に集計されている場合						1	
	③ 上記①②以外の場合 個人別の受診者台帳に基づいた集計以外の場合 また、問診(受診者の申告)で受診歴を把握している場合						0	
	(6c) 過去3年間の受診歴を記録しているか							
	① 市町村において、個人毎の過去3年間の受診情報が把握できる場合(当該年度に初めて受診した者については缺く)						1	
	② 委託先検診機関等が把握している市町村においては、全ての機関個人毎の3年間の受診情報が把握でき、かつその情報提供を受けている場合(当該年度に初めて受診した者については缺く)						1	
	③ 上記①②以外の場合 1～2年分の受診歴のみの場合 また、問診(受診者の申告)で受診歴を把握している場合						0	
3. 要精査率の把握	(1) 要精査率を把握しているか							
	① 「要精査者数」だけではなく「要精査率」を、下記①のいずれかにより把握している場合							
	② 市町村において把握している場合						1	
	③ 委託先検診機関が把握している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての値を把握している)						1	
	④ 上記①②以外の場合 また、データベース上「単」の集計が可能であるが、実際に集計していないという場合も含む						0	
	(2) 要精査率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか							
	① 市町村において集計している場合						1	
	② 委託先検診機関が集計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての値を把握している)						1	
	③ 上記①②以外の場合 年齢区分が5歳階級別以外の場合						0	
	(3) 要精査率を検診実施機関別又は施設別(個別接診別)に集計しているか							
	① 市町村において集計している場合						1	
	② 委託先検診機関が集計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての値を把握している)						1	
	③ 上記①②以外の場合						0	
	(4) 要精査率を過去の検診受診歴別(初回受診者(過去3年間に受診歴がない者(肺がんは前年)及び、逐年受診者等を別集計すること)に集計しているか							
	① 市町村において個人毎の受診歴を把握し、集計している場合						1	
	② 委託先検診機関が把握している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(全ての検診機関で個人毎の受診歴を把握し、集計していることが必須)						1	

内容	指標	胃がん	肺がん (胸部X線、 精疾細胞診別)	大腸がん	子宮頸がん	乳がん (マンモグラフィー、 超触診別)	評価点数	評価番号
							0	1
④ 精疾受診の有無の把握と災難勧奨	① 上記①②以外の場合						0	
	(1) 精疾受診率を把握しているか							
	① 「精疾受診者数」だけでなく「精疾受診率」を、下記①②のいずれかにより把握している場合							
	① 市町村において把握している場合						1	13
	委託先候診機関が把握している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての値を把握している)						1	
	③ 上記①②以外の場合 また、データベース上「率」の算計が可能であるが、実際に累計していない場合も含む						0	
	(ia) 精疾受診率を性別・年齢5歳階級別に累計しているか							14
	① 市町村において累計している場合						1	
	② 委託先候診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての値を把握している)						1	
	③ 上記①②以外の場合 年齢区分が5歳階級別以外の場合						0	
	(ib) 精疾受診率を検診実施機関別(又は施設・個別接診別)に累計しているか							15
	① 市町村において累計している場合						1	
	② 委託先候診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての値を把握している)						1	
	③ 上記①②以外の場合						0	
	(2) 精疾受診率を過去の検診受診歴別(初回受診者(過去3年間に受診歴がない者(肺がんは前年))及び、逐年受診者等を別算して)に累計しているか							16
	① 市町村において個人毎の受診歴を把握し、累計している場合						1	
	委託先候診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(全ての検診機関で個人毎の受診歴を把握し、累計していることが必須)						1	
	③ 上記①②以外の場合						0	
	(3) 精疾未受診率を把握しているか							17
	① 市町村が、(1)「精疾受診」「未受診」「未把握」の定義に従って未受診者を把握し、(2)さらに未受診率を算出する場合、両条件が必須						1	
	委託先候診機関が未受診率を算出している市町村においては、全ての機関で(1)の定義に沿り未受診者を把握し、かつその情報提供を受けている場合						1	
	③ 上記①②以外の場合 特に、精疾受診者数と精疾未受診者数は表裏の関係にはないので要注意						0	
	(4) 精疾未受診者に精疾の受診勧奨を行っているか							18
	① 精疾未受診者個人を全員特定し、個人宛に勧奨している場合						1	
	② 委託先候診機関が精疾未受診者への勧奨を実施している市町村においては、全ての機関で個人宛の通知に、精疾未受診者個人宛の勧奨ではなく、広報やチラシ等による周知のみの場合						1	
	③ 上記①②以外の場合 精疾未受診者個人宛の勧奨ではなく、広報やチラシ等による周知のみの場合						0	
5. 精密検査結果の把握	(1) 精密検査結果及び治療の結果報告を精密検査実施機関から受けているか							19
	① 精疾受診者全員の結果を回収するためのシステムが確立している(未把握率5%以下)場合						1	
	② 上記以外の場合						0	
	(2) 過去3年間の精密検査結果を記録しているか							20
	① 市町村において、受診者台帳より個人毎の過去3年間の精密結果が把握できる場合						1	
	委託先候診機関が把握している市町村においては、全ての機関で個人毎の過去3年間の精密結果が受診者台帳より把握でき、かつその情報提供を受けている場合						1	
	③ 上記①②以外の場合 1~2年分の精疾結果のみの場合						0	
	(3) 精密検査の検査方法を把握しているか							21
	① 精疾を受診した全員についての精疾方法を個人毎に把握する体制が確立しておらず(未把握率5%以下)台帳に記載している場合						1	
	② 上記以外の場合						0	
	(4) がん発見率を把握しているか							22
	「発見がん数」だけではなく「がん発見率」を、下記①②のいずれかにより把握している場合							
	① 市町村において把握している場合						1	
	委託先候診機関が把握している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての値を把握している)						1	
	③ 上記①②以外の場合 また、データベース上「率」の算計が可能であるが、実際に累計していない場合も含む						0	
	(4a) がん発見率を性別・年齢5歳階級別に累計しているか							23
	① 市町村において累計している場合						1	
	委託先候診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての値を把握している)						1	
	③ 上記①②以外の場合 年齢区分が5歳階級別以外の場合						0	
	(4b) がん発見率を検診実施機関別(又は施設・個別接診別)に累計しているか							24
	① 市町村において累計している場合						1	
	委託先候診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての値を把握している)						1	
	③ 上記①②以外の場合						0	
	(4c) がん発見率を過去の検診受診歴別(初回受診者(過去3年間に受診歴がない者(肺がんは前年))及び、逐年受診者等を別算して)に累計しているか							25
	① 市町村において個人毎の受診歴を把握し、累計している場合						1	
	委託先候診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(全ての検診機関で個人毎の受診歴を把握し、累計していることが必須)						1	
	③ 上記①②以外の場合						0	
	(5) 単期がん発見(発見がん数に対する単期がん数)を把握しているか(肺がん、乳がんでは肺癌初期Ⅰ期既往、子宮頸がんでは上皮内がん)							
	「単期がん発見数」だけではなく「単期がん割合(率)」を、下記①②のいずれかにより把握している場合							

内容	指標	胃がん	肺がん (胸部X線、 肺皮脂細胞別)	大腸がん	子宮頸がん	乳がん (マングラフィー、 視触検別)	評価点数	評価番号
① 市町村において把握している場合							1	26
② 委託先検診機関が把握している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての総を把握している)							1	
③ 上記①②以外の場合 また、データベース上「車」の累計が可能であるが、実際に累計はしていないという場合も含む							0	
(5a) 粘膜内がんを区別しているか(乳がんでは非浸潤がん)							1/0	27
(5b) 早期がん割合を性別・年齢5歳階級別に累計しているか								28
① 市町村において累計している場合							1	
② 委託先検診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての総を把握している)							1	
③ 上記①②以外の場合 年齢区分が5歳階級別以外の場合							0	
(5c) 早期がん割合を検診実施機関別(又は集団・個別検出別)に累計しているか								29
① 市町村において累計している場合							1	
② 委託先検診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての総を把握している)							1	
③ 上記①②以外の場合							0	
(5d) 早期がん割合を過去の検診受診歴別(初回受診者(過去3年間に受診歴がない者)がんは前年)及び誕生受診者等を別離計することに累計しているか								30
① 市町村において個人毎の受診歴を把握し、累計している場合							1	
② 委託先検診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(全ての検診機関で個人毎の受診歴を把握し、累計していることが必須)							1	
③ 上記①②以外の場合							0	
(6) 陽性反応通過度を把握しているか								31
① 発見がん数だけではなく陽性反応通過度(率)を、下記①②のいずれかにより把握している場合								
② 市町村において把握している場合							1	
③ 委託先検診機関が把握している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての総を把握している)							1	
④ 上記①②以外の場合 また、データベース上「車」の累計が可能であるが、実際に累計はしていないという場合も含む							0	
(6a) 陽性反応通過度を性別・年齢5歳階級別に累計しているか								32
① 市町村において累計している場合							1	
② 委託先検診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての総を把握している)							1	
③ 上記①②以外の場合 年齢区分が5歳階級別以外の場合							0	
(6b) 陽性反応通過度を検診実施機関別(又は集団・個別検出別)に累計しているか								33
① 市町村において累計している場合							1	
② 委託先検診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(市町村全体としての総を把握している)							1	
③ 上記①②以外の場合							0	
(6c) 陽性反応通過度を過去の接診受診歴別(初回受診者(過去3年間に受診歴がない者)がんは前年)及び誕生受診者等を別離計することに累計しているか								34
① 市町村において個人毎の受診歴を把握し、累計している場合							1	
② 委託先検診機関が累計している市町村においては、そのデータの提供を受けている場合(全ての検診機関で個人毎の受診歴を把握し、累計していることが必須)							1	
③ 上記①②以外の場合							0	
(7) がん検診の累計の最終報告を都道府県に行っているか								35
① 地域保健・健康増進事業報告の記入要領に従って、旧老人保健事業報告で必須だった項目全てが計上できる場合(厚生労働省に直接報告する指定都市・中核市にについても同様)							1	
② 地域保健・健康増進事業報告の記入要領に従って、新たに加わった項目(受診歴別累計、早期がん数等)も全て計上できる場合(厚生労働省に直接報告する指定都市・中核市についても同様)							1	
③ 上記①②以外の場合							0	
6. 検診機関の委託	(1) 委託検診機関の選定に際し、仕様書を作成・提出させてそれを基に判断しているか							36
① 全ての委託検診機関との間で(i)仕様書が契約前に作成されており、(ii)仕様書に精度管理項目の記載があり、(iii)その精度管理項目の内容を選定基準としている。の3条件を満たしている場合、仕様書の作成は市町村でも可であり、各検診機関はその施設の実情を記入することで仕様書を充実させること								
② 全ての委託検診機関に、県/市の指導要領等を契約前に渡すことで仕様書の代わりとしている市町村においては、その指導要領等に精度管理項目の記載がある場合								
③ 県(生活習慣病管理指導基準金等)と委託契約している検診機関を利用している市町村においては、契約各項中の精度管理項目を把握している場合								
④ 検診機関が一括所しない或いは直営のため選定の必要がないという市町村においては、検診精度管理項目について記載した回らかの書類がある場合								
⑤ 上記①~④以外の場合 過去一回だけ(検診機関との契約時)に仕様書を取り交わしたが、その後内容の追加・更新を実施していない場合							0	
(2) 仕様書に必須の精度管理項目を明記させているか								37
① 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について報告書(平成20年3月)」に記載された仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の全項目が含まれている場合							1	
② 上記以外の場合							0	

【別紙2】

検診実施機関 精度管理調査票（胃がん）
(がんの種類毎にあてはまるものに○をつけてください)

がん検診の種類	内容	指標	記入欄	評価番号
胃がん検診	1. 検査の精度管理	検査項目		胃1
		問診		胃2
		撮影		胃3
		撮影枚数は最低7枚とする。		胃4
		撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。		胃5
		造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意する。		胃6
		撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会による研修を修了すること。		胃7
		撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する。		胃8
		読影に従事する医師は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告する。		胃9
		読影は原則として2名以上の医師によって行う(うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする)。その結果に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影する。		胃10
	2. システムとしての精度管理	記録の保存		胃11
		X線写真は少なくとも3年間は保存する。		胃12
		問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。		胃13
		要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。		胃14
		精密検査の方法や内容について説明する。		胃15
	3. 事業評価に関する検討	精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。		胃16
		精密検査結果及び治療結果の報告を、精密検査実施機関から受ける。		胃17
	4. がん検診の集計・報告	診断のための検討会や委員会(第三者の胃がん専門家を交えた会)を設置する。		胃18
		チェックリストに基づく検討を実施する。		胃19
		都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出する。		胃20

【別紙2】

検診実施機関 精度管理調査票 (肺がん)
(がんの種類毎にあてはまるものに○をつけてください)

がん検診の種類	内容	指標	記入欄	評価番号
肺がん検診	1. 検査の精度管理	検査項目は、問診、胸部X線検査、および喀痰細胞診とする。		肺1
		問診は喫煙歴及び血痰の有無を必ず聴取する。		肺2
	撮影	肺がん診断に適格な胸部X線撮影を行う。		肺3
		撮影機器の種類(直接・間接撮影、ミラー・I.I.方式等)、フィルムサイズを明らかにする。		肺4
		1日あたりの実施可能人数を明らかにする。		肺5
	読影	2名以上の医師によって読影し、うち一人は十分な経験を要した呼吸器または放射線の専門医を含めること。		肺6
		2名のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部X線写真と比較読影する。		肺7
		比較読影した症例数を報告する。		肺8
	喀痰細胞診	喀痰細胞診は、年齢50才以上喫煙指数400もしくは600以上、あるいは年齢40才以上6ヶ月以内に血痰を有したもの、その他職業性など高危険群と考えられるものに行う。		肺9
		細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関(施設名)を明記する。		肺10
		採取した喀痰は、2枚のスライドに塗沫し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行う。		肺11
		固定標本の顕微鏡検査は、日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行う。		肺12
		がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。		肺13
	記録・標本の保存	標本、X線写真は少なくとも3年間は保存する。		肺14
		問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。		肺15
	受診者への説明	要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。		肺16
		精密検査の方法や内容について説明する。		肺17
		精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。		肺18
		禁煙及び防煙指導等、肺がんに関する正しい知識の啓発普及を行う。		肺19
	2. システムとしての精度管理	精密検査結果及び治療結果の報告を、精密検査実施機関から受ける。		肺20
		診断のための検討会や委員会(第三者の肺がん専門家を交えた会)を設置する。		肺21
	3. 事業評価に関する検討	チェックリストに基づく検討を実施する。		肺22
		都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出する。		肺23
	4. がん検診の集計・報告	実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計する。		肺24

【別紙2】

検診実施機関 精度管理調査票 (大腸がん)
(がんの種類毎にあてはまるものに○をつけてください)

がん検診の種類	内容		指標	記入欄	評価番号
大腸 がん 検診	1. 検査の精度管理	便潜血検査	検査は、便潜血検査2日法を行う。		大腸1
			便潜血キットが定量法の場合はカットオフ値を把握する。		大腸2
			大腸がん検診マニュアル(1992)に記載された方法に準拠して行う。		大腸3
			検体受領後原則として24時間以内に測定する。		大腸4
	2. システムとしての精度管理	検体の取り扱い	採便方法についてチラシやリーフレットを用いて受診者に説明する。		大腸5
			検便採取後即日(2日目)回収を原則とする。		大腸6
			採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導する。		大腸7
			受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存する。		大腸8
		記録の保存	検診機関では検体を受領後冷蔵保存する。		大腸9
	3. 事業評価に関する検討	受診者への説明	検査結果は少なくとも5年間は保存する。		大腸10
			便潜血陽性で要精密検査となった場合には、必ず内視鏡検査等で精検を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。		大腸11
			精密検査の方法(大腸内視鏡検査または注腸エックス線検査)の方法や内容について説明する。		大腸12
			精密検査の結果の市町村への報告等の個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。		大腸13
			精密検査結果及び治療結果の報告を、精密検査実施機関から受ける。		大腸14
			チェックリストに基づく検討を実施する。		大腸15
			都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出する。		大腸16
		4. がん検診の集計・報告	実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計する。		大腸17

【別紙2】

検診実施機関 精度管理調査票（子宮頸がん）
(がんの種類毎にあてはまるものに○をつけてください)

がん検診の種類	内容	指標	記入欄	評価番号
子宮頸がん検診	1 検査の精度管理	検診項目は、子宮頸部の細胞診のほか、問診、視診、及び内診とする。		子宮1
		問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。		子宮2
		視診は腫鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。		子宮3
		細胞診は、直視下に(必要に応じて双合診を併用し)子宮頸管及び腫部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理(固定)した後、パラニコロウ染色を行い観察する。		子宮4
		細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関(施設名)を明記する。		子宮5
		日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う。		子宮6
		細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行う。または再スクリーニング実行率を報告する。		子宮7
		細胞診の結果は、速やかに検査を依頼した者に通知する。		子宮8
		細胞診結果の分類には、日本母性保護産婦人科医会の分類及びBethesda systemによる分類のどちらを用いたかを明記する。日本母性保護産婦人科医会の分類を用いた場合は、検体の状態において「判定可能」もしくは「判定不可能」(Bethesda systemによる分類の「適正・不適正」に相当)を明記する。		子宮9
		検体が適正でないと判断される場合には、再検査を行う。		子宮10
	記録・標本の保存	がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。		子宮11
		標本は少なくとも3年間は保存する。		子宮12
		問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。		子宮13
		問診の上、症状(体がんの症状を含む)のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。		子宮14
		要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。		子宮15
	受診者への説明	精密検査の方法や内容について説明する。		子宮16
		精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。		子宮17
		精密検査結果及び治療結果の報告を、精密検査実施機関から受ける。		子宮18
		診断のための検討会や委員会(第三者の子宮頸がん専門家を交えた会)を設置する。		子宮19
	3 事業評価に関する検討	チェックリストに基づく検討を実施する。		子宮20
		都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出する。		子宮21
	4 がん検診の集計・報告	実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計する。		子宮22

【別紙2】

検診実施機関 精度管理調査票（乳がん）
(がんの種類毎にあてはまるものに○をつけてください)

がん検診の種類	内容	指標	記入欄	評価番号
乳がん検診	1. 検査の精度管理	検診項目は、問診、マンモグラフィ検査、視・触診とする。		乳房1
		乳房エックス線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす。		乳房2
		乳房エックス線撮影における線量および写真的画質について、第三者による外部評価を受ける。		乳房3
		撮影技師はマンモグラフィの撮影に関する適切な研修を修了する。		乳房4
		マンモグラフィ読影講習会を修了し、その評価試験の結果がAまたはBである者が、読影に従事する。		乳房5
		読影はダブルチェックを行う(うち一人はマンモグラフィの読影に関する適切な研修を修了しその評価試験の結果がAまたはBである)。		乳房6
		マンモグラフィ写真は少なくとも3年間は保存する。		乳房7
		問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。		乳房8
		要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。		乳房9
		精密検査の方法や内容について説明する。		乳房10
	受診者への説明	精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行う。		乳房11
		精密検査結果及び治療結果の報告を、精密検査実施機関から受ける。		乳房12
	2. システムとしての精度管理	診断のための検討会や委員会(第三者の乳がん専門家を交えた会)を設置する。		乳房13
		チェックリストに基づく検討を実施する。		乳房14
	3. 事業評価に関する検討	都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出する。		乳房15
		実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計する。		乳房16
	4. がん検診の集計・報告			

胃がん検診のためのチェックリスト(奈良県)

遵守○・非遵守×

回答欄	
1 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営	
(1) 胃がん部会は、保健所、医師会、日本消化器がん検診学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等胃がん検診に係わる専門家によって構成されているか	
(2) 胃がん部会は、市町村が策定した検診結果について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実施機関、精密検査機関等と調整を行っているか	
(3) 年に1回以上、定期的に胃がん部会を開催しているか	
(4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診従事者講習会を開催しているか	
2 受診者の把握	
(1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか	
(2) 受診者数を把握しているか	
(2-a) 受診者数(率)を性別・年齢階級別に集計しているか	
(2-b) 受診者数(率)を市町村別に集計しているか	
(2-c) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか	
(2-d) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか <small>注1)</small>	
3 要精検率の把握	
(1) 要精検率を把握しているか	
(1-a) 要精検率を性別・年齢階級別に集計しているか	
(1-b) 要精検率を市町村別に集計しているか	
(1-c) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか	
(1-d) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか <small>注1)</small>	
4 精検受診率の把握	
(1) 精検受診率を把握しているか	
(1-a) 精検受診率を性別・年齢階級別に集計しているか	
(1-b) 精検受診率を市町村別に集計しているか	
(1-c) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか	
(1-d) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか <small>注1)</small>	
(2) 精検未把握率を把握しているか <small>注2)</small>	
5 精密検査結果の把握	
(1) がん発見率を把握しているか	
(1-a) がん発見率を性別・年齢階級別に集計しているか	
(1-b) がん発見率を市町村別に集計しているか	
(1-c) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか	
(1-d) がん発見率を受診歴別 <small>注1)</small> に集計しているか	
(2) 早期がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか	
(2-a) 粘膜内がんを区別しているか	
(2-b) 早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しているか	
(2-c) 早期がん割合を市町村別に集計しているか	
(2-d) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか	
(2-e) 早期がん割合を受診歴別 <small>注1)</small> に集計しているか	
(3) 陽性反応適中度を把握しているか	
(3-a) 陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しているか	
(3-b) 陽性反応適中度を市町村別に集計しているか	
(3-c) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか	
(3-d) 陽性反応適中度を受診歴別 <small>注1)</small> に検討しているか	
(4) 発見胃がんについて追跡調査を実施しているか	
(4-a) 発見胃がんの追跡所見・病理所見について把握しているか	
(4-b) 発見胃がんの予後調査(生存率・死亡率の分析など)を実施しているか	
6 偽陰性例(がん)の把握	
(1) 受診者の追跡調査や地域がん登録等により、検診受診後の胃がんを把握しているか	
(2) 検診受診後1年未満に発見された胃がん(偽陰性例)を把握しているか	
(3) 検診受診後1年以上経過してから発見された胃がんを把握しているか	

7 がん登録への参加(実施地域のみ)	
(1) 地域がん登録を実施しているか	
(2) 地域がん登録に対して、症例を提供しているか	
(3) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しているか	
(4) 予後の追跡のために、地域がん登録のデータを活用しているか	
8 不利益の調査	
(1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しているか	
(2) 精密検査による偶発症を把握しているか	
(2-a) 消化管穿孔例を把握しているか	
(2-b) その他の重要な偶発症(輸血や手術を要する消化管出血等)を把握しているか	
9 事業評価に関する検討	
(1) チェックリストに基づく検討を実施しているか	
(1-a) 個々の市町村のチェックリストについて把握・検討しているか	
(1-b) 個々の検診実施機関のチェックリストについて把握・検討しているか	
(2) 要精検率等のプロセス指標に基づく検討を実施しているか	
(2-a) プロセス指標について、全国数値との比較や、各市町村間、検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか	
(2-b) プロセス指標において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか	
(2-c) プロセス指標において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか	
(3) チェックリストやプロセス指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか	
(4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか	
10 事業評価の結果に基づく指導・助言	
(1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか	
(1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか	
(1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか	
(1-c) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか	
(2) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診実施機関の状況も含めて、ホームページ等で公表しているか	

※項目2, 3, 4, 5に関しては、県内の1部でも非遵守であれば、県としては非遵守である。

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 未把握は、精検受診の有無が分からぬもの。および(精検受診したとしても)精検結果が正確に分からぬもの全て。「今後の我が国におけるがん検診事業の在り方について 報告書 平成20年3月」別添6参照

◆都道府県精度管理調査評価基準	
A	「基準」を全て満たしている
B	「基準」を一部満たしていない(1~18項目満たしていない。)
C	「基準」を相当程度満たしていない(19~36項目満たしていない)
D	「基準」から極めて大きく逸脱している(37項目以上満たしていない)
E	回答がない

肺がん検診のためのチェックリスト(奈良県)

遵守〇・非遵守×

1 生活習慣病検診管理指導協議会の組織・運営		回答欄
(1) 肺がん部会は、保健所・医師会・肺がん検診に関連する学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等肺がん検診に係わる専門家によって構成されているか		
(2) 肺がん部会は、市町村が策定した検診結果について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会・検診実施機関・精密検査機関等と調整を行っているか		
(3) 年に1回以上、定期的に肺がん部会を開催しているか		
(4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診等從事者講習会を開催しているか		
2 受診者の把握		
(1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか		
(2) 胸部X線受診者数・喀痰細胞診受診者数を把握しているか		
(2-a) 胸部X線受診者数(率)・喀痰細胞診受診者数(率)を性別・年齢階級別に集計しているか		
(2-b) 胸部X線受診者数(率)・喀痰細胞診受診者数(率)を市町村別に集計しているか		
(2-c) 胸部X線受診者数・喀痰細胞診受診者数を検診実施機関別に集計しているか		
(2-d) 胸部X線受診者数・喀痰細胞診受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)		
3 要精検率の把握		
(1) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の要精検率を把握しているか		
(1-a) 要精検率を性別・年齢階級別に集計しているか		
(1-b) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の要精検率を市町村別に集計しているか		
(1-c) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の要精検率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)		
4 精検受診率の把握		
(1) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の精検受診率を把握しているか		
(1-a) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の精検受診率を性別・年齢階級別に集計しているか		
(1-b) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の精検受診率を市町村別に集計しているか		
(1-c) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の精検受診率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか注1)		
(2) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の精検未把握率を把握しているか 注2)		
5 精密検査結果の把握		
(1) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者のがん発見率を把握しているか		
(1-a) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者のがん発見率を性別・年齢階級別に集計しているか		
(1-b) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者のがん発見率を市町村別に集計しているか		
(1-c) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者のがん発見率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者のがん発見率を受診歴別 注1)に集計しているか		
(2) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の臨床病期I期がん割合(発見がん数に対する臨床病期Iがん数)を把握しているか		
(2-a) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の臨床病期I期がん割合を性別・年齢階級別に集計しているか		
(2-b) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の臨床病期I期がん割合を市町村別に集計しているか		
(2-c) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の臨床病期I期がん割合を検診実施機関別に集計しているか		
(2-d) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の臨床病期I期がん割合を受診歴別 注1)に集計しているか		
(3) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の陽性反応適中度を把握しているか		
(3-a) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しているか		
(3-b) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の陽性反応適中度を市町村別に集計しているか		
(3-c) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか		
(3-d) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の陽性反応適中度を受診歴別 注1)に検討しているか		
(4) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の発見肺がんについて追跡調査を実施しているか		
(4-a) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の発見肺がんの追跡所見・病理所見について把握しているか		
(4-b) 胸部X線受診者・喀痰細胞診受診者の発見肺がんの予後調査(生存率・死亡率の分析など)を実施しているか		
6 偽陰性例(がん)の把握		
(1) 受診者の追跡調査や地域がん登録等により、検診受診後の肺がんを把握しているか		
(2) 検診受診後1年未満に発見された肺がん(偽陰性例)を把握しているか		
(3) 検診受診後1年以上経過してから発見された肺がんを把握しているか		
7 がん登録への参加(実施地域のみ)		
(1) 地域がん登録を実施しているか		
(2) 地域がん登録に対して、症例を提供しているか		
(3) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しているか		
(4) 予後の追跡のために、地域がん登録のデータを活用しているか		

8 不利益の調査	
(1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しているか	
(2) 精密検査による偶発症を把握しているか	
(2-a) 精密検査に伴う気胸や感染症を把握しているか	
(2-b) その他の重要な偶発症を把握しているか	
9 事業評価に関する検討	
(1) チェックリストに基づく検討を実施しているか	
(1-a) 個々の市町村のチェックリストについて把握・検討しているか	
(1-b) 個々の検診実施機関のチェックリストについて把握・検討しているか	
(2) 要精検率等のプロセス指標に基づく検討を実施しているか	
(2-a) プロセス指標について、全国数値との比較や、各市町村間、検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか	
(2-b) プロセス指標において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか	
(2-c) プロセス指標において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか	
(3) チェックリストやプロセス指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか	
(4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか	
10 事業評価の結果に基づく指導・助言	
(1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか	
(1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか	
(1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか	
(1-c) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか	
(2) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診実施機関の状況も含めて、ホームページ等で公表しているか	

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 未把握は、精検受診の有無が分からぬもの。および(精検受診したとしても)精検結果が正確に分からぬもの全て。「今後の我が国におけるがん検診事業の在り方について 報告書 平成20年3月」別添6参照

【別紙】都道府県精度管理調査評価基準

- A 「基準」を全て満たしている
- B 「基準」を一部満たしていない(1~20項目満たしていない。)
- C 「基準」を相当程度満たしていない(21~40項目満たしていない)
- D 「基準」から極めて大きく逸脱している(37項目以上満たしていない)
- E 回答がない

大腸がん検診のためのチェックリスト(奈良県)

遵守○・非遵守×

1 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営		回答欄
(1) 大腸がん部会は、保健所、医師会、日本消化器がん検診学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等大腸がん検診に係わる専門家によって構成されているか		
(2) 大腸がん部会は、市町村が策定した検診結果について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実施機関、精密検査機関等と調整を行っているか		
(3) 年に1回以上、定期的に大腸がん部会を開催しているか		
(4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診従事者講習会を開催しているか		
2 受診者の把握		
(1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか		
(2) 受診者数を把握しているか		
(2-a) 受診者数(率)を性別・年齢階級別に集計しているか		
(2-b) 受診者数(率)を市町村別に集計しているか		
(2-c) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか		
(2-d) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか 注1)		
3 要精検率の把握		
(1) 要精検率を把握しているか		
(1-a) 要精検率を性別・年齢階級別に集計しているか		
(1-b) 要精検率を市町村別に集計しているか		
(1-c) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか 注1)		
4 精検受診率の把握		
(1) 精検受診率を把握しているか		
(1-a) 精検受診率を性別・年齢階級別に集計しているか		
(1-b) 精検受診率を市町村別に集計しているか		
(1-c) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか 注1)		
(2) 精検未把握率を把握しているか 注2)		
5 精密検査結果の把握		
(1) がん発見率を把握しているか		
(1-a) がん発見率を性別・年齢階級別に集計しているか		
(1-b) がん発見率を市町村別に集計しているか		
(1-c) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) がん発見率を受診歴別注1) に集計しているか		
(2) 早期がん割合(発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか		
(2-a) 粘膜内がんを区別しているか		
(2-b) 早期がん割合を性別・年齢階級別に集計しているか		
(2-c) 早期がん割合を市町村別に集計しているか		
(2-d) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか		
(2-e) 早期がん割合を受診歴別 注1) に集計しているか		
(3) 陽性反応適中度を把握しているか		
(3-a) 陽性反応適中度を性別・年齢階級別に集計しているか		
(3-b) 陽性反応適中度を市町村別に集計しているか		
(3-c) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか		
(3-d) 陽性反応適中度を受診歴別注1) に集計しているか		
(4) 発見大腸がんについて追跡調査を実施しているか		
(4-a) 発見大腸がんの追跡所見・病理所見について把握しているか		
(4-b) 発見大腸がんの予後調査(生存率・死亡率の分析など)を実施しているか		
6 偽陰性例(がん)の把握		
(1) 受診者の追跡調査や地域がん登録等により、検診受診後の大腸がんを把握しているか		
(2) 検診受診後1年未満に発見された大腸がん(偽陰性例)を把握しているか		
(3) 検診受診後1年以上経過してから発見された大腸がんを把握しているか		

7. がん登録への参加(実施地域のみ)	
(1) 地域がん登録を実施しているか	
(2) 地域がん登録に対して、症例を提供しているか	
(3) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しているか	
(4) 予後の追跡のために、地域がん登録のデータを活用しているか	
8 不利益の調査	
(1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しているか	
(2) 精密検査による偶発症を把握しているか	
(2-a) 腸管穿孔例を把握しているか	
(2-b) その他の重要な偶発症(輸血や手術を要する腸管出血等)を把握しているか	
9 事業評価に関する検討	
(1) チェックリストに基づく検討を実施しているか	
(1-a) 個々の市町村のチェックリストについて把握・検討しているか	
(1-b) 個々の検診実施機関のチェックリストについて把握・検討しているか	
(2) 要精検率等のプロセス指標に基づく検討を実施しているか	
(2-a) プロセス指標について、全国数値との比較や、各市町村間、検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか	
(2-b) プロセス指標において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか	
(2-c) プロセス指標において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか	
(3) チェックリストやプロセス指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか	
(4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか	
10 事業評価の結果に基づく指導・助言	
(1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか	
(1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか	
(1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか	
(1-c) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか	
(2) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診実施機関の状況も含めて、ホームページ等で公表しているか	

※項目2、3、4、5に関しては、県内の1部でも非遵守であれば、県としては非遵守である。

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 未把握は、精検受診の有無が分からぬもの。および(精検受診したとしても)精検結果が正確にわからないもの全て。「今後の我が国におけるがん検診事業の在り方について 報告書 平成21年3月」別添6参照

- | |
|-------------------------------------|
| ◆都道府県精度管理調査評価基準 |
| A 「基準」を全て満たしている |
| B 「基準」を一部満たしていない(1~18項目満たしていない。) |
| C 「基準」を相当程度満たしていない(19~36項目満たしていない) |
| D 「基準」から極めて大きく逸脱している(37項目以上満たしていない) |
| E 回答がない |

乳がん検診のためのチェックリスト(奈良県)

遵守○・非遵守×

1 生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営		解答欄
(1) 乳がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等乳がん検診に係わる専門家によって構成されているか		
(2) 乳がん部会は、市町村が策定した検診結果について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実施機関、精密検査機関等と調整を行っているか		
(3) 年に1回以上、定期的に乳がん部会を開催しているか		
(4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診等従事者講習会を開催しているか		
2 受診者の把握		
(1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか		
(2) 受診者数を把握しているか		
(2-a) 受診者数(率)を年齢階級別に集計しているか		
(2-b) 受診者数(率)を市町村別に集計しているか		
(2-c) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか		
(2-d) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか <small>注1)</small>		
3 要精検率の把握		
(1) 要精検率を把握しているか		
(1-a) 要精検率を年齢階級別に集計しているか		
(1-b) 要精検率を市町村別に集計しているか		
(1-c) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか <small>注1)</small>		
4 精検受診率の把握		
(1) 精検受診率を把握しているか		
(1-a) 精検受診率を年齢階級別に集計しているか		
(1-b) 精検受診率を市町村別に集計しているか		
(1-c) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか <small>注1)</small>		
(2) 精検未把握率を把握しているか <small>注2)</small>		
5 精密検査結果の把握		
(1) がん発見率を把握しているか		
(1-a) がん発見率を年齢階級別に集計しているか		
(1-b) がん発見率を市町村別に集計しているか		
(1-c) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) がん発見率を受診歴別 <small>注1)</small> に集計しているか		
(2) 早期がん割合 <small>注3)</small> (発見がん数に対する早期がん数)を把握しているか		
(2-a) 非浸潤がんを区別しているか		
(2-b) 早期がん割合を年齢階級別に集計しているか		
(2-c) 早期がん割合を市町村別に集計しているか		
(2-d) 早期がん割合を検診実施機関別に集計しているか		
(2-e) 早期がん割合を受診歴別 <small>注1)</small> に集計しているか		
(3) 陽性反応適中度を把握しているか		
(3-a) 陽性反応適中度を年齢階級別に集計しているか		
(3-b) 陽性反応適中度を市町村別に集計しているか		
(3-c) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか		
(3-d) 陽性反応適中度を受診歴別 <small>注1)</small> に集計しているか		
(3-e) 陽性反応適中度を検診方法別(マンモグラフィ・視触診)に集計しているか		
(4) 発見乳がんについて追跡調査を実施しているか		
(4-a) 発見乳がんの追跡所見・病理所見について把握しているか		
(4-b) 発見乳がんの予後調査(生存率・死亡率の分析など)を実施しているか		

6 偽陰性例(がん)の把握

(1) 受診者の追跡調査や地域がん登録等により、検診受診後の乳がんを把握しているか

(2) 検診受診後2年未満に発見された乳がん(偽陰性例)を把握しているか

(3) 検診受診後1年以上経過してから発見された乳がんを把握しているか

7 がん登録への参加(実施地域のみ)

(1) 地域がん登録を実施しているか

(1-a) 地域がん登録に対して、症例を提供しているか

(1-b) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しているか

(1-c) 予後の追跡のために、地域がん登録のデータを活用しているか

8 不利益の調査

(1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死者を把握しているか

(2) 精密検査による偶発症を把握しているか

(2-a) 治療が必要な中等度以上の出血例を把握しているか

(2-b) その他の重要な偶発症(穿刺細胞診・組織診による感染・疼痛等)を把握しているか

9 事業評価に関する検討

(1) チェックリストに基づく検討を実施しているか

(1-a) 各々の市町村のチェックリストについて把握・検討しているか

(1-b) 各々の検診実施機関のチェックリストについて把握・検討しているか

(2) 要精検率等のプロセス指標に基づく検討を実施しているか

(2-a) プロセス指標について、全国数値との比較や、各市町村間・検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか

(2-b) プロセス指標において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか

(2-c) プロセス指標において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか

(3) チェックリストやプロセス指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか

(4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか

10 事業評価の結果に基づく指導・助言

(1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか

(1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか

(1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか

(1-c) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか

(2) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診実施機関の状況も含めて、ホームページ等で公表しているか

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 未把握者は、精検受診の有無がわからないもの。および(精検受診したとしても)精検結果が正確にわからないもの全て。「今後の我が国におけるがん検診事業の在り方について 報告書 平成21年3月」別添6参照

注3) 臨床病期1期までのがんの割合

子宮がん検診のためのチェックリスト(奈良県)

遵守○・非遵守×

1 生活習慣病検診管理指導協議会の組織・運営		解答欄
(1) 子宮がん部会は、保健所、医師会、がん検診関連学会に所属する学識経験者、臨床検査技師等子宮頸がん検診に係わる専門家によって構成されているか		
(2) 子宮がん部会は、市町村が策定した検診結果について検診が円滑に実施されるよう、広域的見地から医師会、検診実施機関、精密検査機関等と調整を行っているか		
(3) 年に1回以上、定期的に子宮がん部会を開催しているか		
(4) 年に1回以上、定期的に生活習慣病検診従事者講習会を開催しているか		
2 受診者の把握		
(1) 対象者数(推計を含む)を把握しているか		
(2) 受診者数を把握しているか		
(2-a) 受診者数(率)を年齢階級別に集計しているか		
(2-b) 受診者数(率)を市町村別に集計しているか		
(2-c) 受診者数を検診実施機関別に集計しているか		
(2-d) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか <small>注1)</small>		
3 要精検率の把握		
(1) 要精検率を把握しているか		
(1-a) 要精検率を年齢階級別に集計しているか		
(1-b) 要精検率を市町村別に集計しているか		
(1-c) 要精検率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか <small>注1)</small>		
4 精検受診率の把握		
(1) 精検受診率を把握しているか		
(1-a) 精検受診率を年齢階級別に集計しているか		
(1-b) 精検受診率を市町村別に集計しているか		
(1-c) 精検受診率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか <small>注1)</small>		
(2) 精検未把握率を把握しているか <small>注2)</small>		
5 精密検査結果の把握		
(1) がん発見率を把握しているか		
(1-a) がん発見率を年齢階級別に集計しているか		
(1-b) がん発見率を市町村別に集計しているか		
(1-c) がん発見率を検診実施機関別に集計しているか		
(1-d) がん発見率を受診歴別 <small>注1)</small> に集計しているか		
(2) 上皮内がん割合 <small>注3)</small> (発見がん数に対する上皮内がん数)を把握しているか		
(2-a) 上皮内がん割合を年齢階級別に集計しているか		
(2-b) 上皮内がん割合を市町村別に集計しているか		
(2-c) 上皮内がん割合を検診実施機関別に集計しているか		
(2-d) 上皮内がん割合を受診歴別 <small>注1)</small> に集計しているか		
(3) 微小浸潤がん割合 <small>注4)</small> (発見がん数に対する微小浸潤がん数)を把握しているか		
(3-a) 微小浸潤がん割合を年齢階級別に集計しているか		
(3-b) 微小浸潤がん割合を検診実施機関別に集計しているか		
(3-c) 微小浸潤がん割合を受診歴別 <small>注2)</small> に集計しているか		
(4) 陽性反応適中度を把握しているか		
(4-a) 陽性反応適中度を年齢階級別に集計しているか		
(4-b) 陽性反応適中度を市町村別に集計しているか		
(4-c) 陽性反応適中度を検診実施機関別に集計しているか		
(4-d) 陽性反応適中度を受診歴別 <small>注1)</small> に集計しているか		
(5) 発見子宮頸がんについて追跡調査を実施しているか		
(5-a) 発見子宮頸がんの追跡所見・病理所見について把握しているか		
(5-b) 発見子宮頸がんの予後調査(生存率・死亡率の分析など)を実施しているか		
6 偽陰性例(がん)の把握		
(1) 受診者の追跡調査や地域がん登録等により、検診受診後の子宮頸がんを把握しているか		
(2) 検診受診後2年未満に発見された子宮頸がん(偽陰性例)を把握しているか		
(3) 検診受診後2年以上経過してから発見された子宮頸がんを把握しているか		

7 がん登録への参加(実施地域のみ)	
(1) 地域がん登録を実施しているか	
(2) 地域がん登録に対して、症例を提供しているか	
(3) 偽陰性例の把握のために、地域がん登録のデータを活用しているか	
(4) 予後の追跡のために、地域がん登録のデータを活用しているか	
8 不利益の調査	
(1) 検診受診後6ヶ月(1年)以内の死亡者を把握しているか	
(2) 精密検査による偶発症を把握しているか	
(2-a) 治療が必要な中等度以上の出血例を把握しているか	
(2-b) その他の重要な偶発症(感染症等)を把握しているか	
9 事業評価に関する検討	
(1) チェックリストに基づく検討を実施しているか	
(1-a) 個々の市町村のチェックリストについて把握・検討しているか	
(1-b) 個々の検診実施機関のチェックリストについて把握・検討しているか	
(2) 要精検率等のプロセス指標に基づく検討を実施しているか	
(2-a) プロセス指標について、全国数値との比較や、各市町村間、検診実施機関間でのばらつきの確認等の検証を実施しているか	
(2-b) プロセス指標において問題が認められた市町村から、聞き取り調査等を実施しているか	
(2-c) プロセス指標において問題が認められた検診実施機関から、聞き取り調査等を実施しているか	
(3) チェックリストやプロセス指標において問題が認められた検診実施機関に対して、実地による調査・指導等を実施しているか	
(4) 実地調査等により不適正な検診実施機関が認められた場合には、市町村に対して委託先の変更を助言するなど、適切に対応しているか	
10 事業評価の結果に基づく指導・助言	
(1) 事業評価の結果に基づき、指導・助言等を実施しているか	
(1-a) 事業評価の結果を報告書に取りまとめ、市町村や検診実施機関に配布しているか	
(1-b) 事業評価の結果について、市町村や検診実施機関に対する説明会を開催しているか	
(1-c) 事業評価の結果に基づき、市町村や検診実施機関に対して個別の指導・助言を実施しているか	
(2) 事業評価の結果を、個別の市町村や検診実施機関の状況も含めて、ホームページ等で公表しているか	

注1) 初回受診者(初回の定義は過去3年間に受診歴がない者)及び逐年検診受診者等の受診歴別

注2) 未把握は、精検受診の有無が分からぬもの。および(精検受診したとしても)精検結果が正確にわからないもの全て。本報告書(今後の我が国におけるがん検診事業の在り方について 報告書 平成21年3月)別添6参照

注3) 上皮内がんは、がんの浸潤が子宮頸部の上皮内のみに留まるもの

注4) 微小浸潤がんは、病期1a1および1a2期のもの

【資料2－③】

【別紙7】

奈良県がん検診精密医療機関登録実施方法について（案）

1 目的

がん検診の結果、精密検査を要することとなった受診者に対して、責任ある検査を正確に実施できる診療体制を確立することを目的とする。

2 登録方法

(1)登録を希望する医療機関は、「がん検診精密検査医療機関登録申請書(様式1号)」を県に提出する。

(医師会員は県医師会を経由し、医師会員以外は直接、委員会に提出する。)

(2)提出された申請書は、「市町村がん検診における精密検査医療機関の基準」及び奈良県がん予防対策推進委員会各専門委員の意見を参考に、登録の適否が決定される。

県は、その結果を当該医療機関および県医師会に通知する。

3 登録要件

登録を受けようとする医療機関は、「市町村がん検診における精密検査医療機関の基準」を必ず満たすこと。

4 登録削除

登録を辞退するとき、基準に適合しなくなった場合には、「精密検査医療機関辞退届(様式2号)」を県に届け出る。

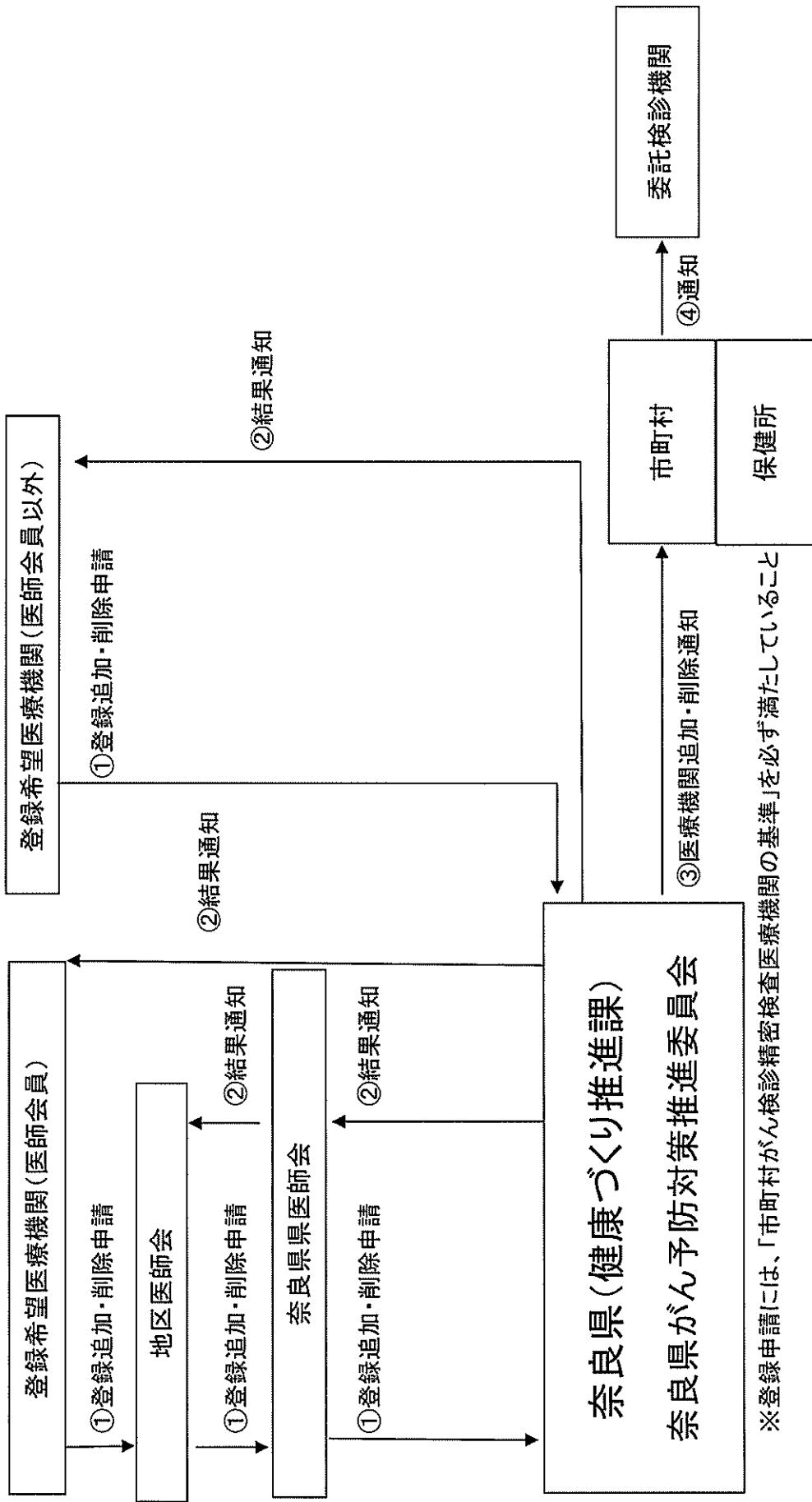
(医師会員は県医師会を経由し、医師会員以外は直接、委員会に提出する。)

5 登録医療機関名簿の作成等

(1)県は、上記により決定した登録機関の名簿を作成し、県医師会に送付する。

(2)県は、登録医療機関の名簿を各保健所及び各市町村に送付し、奈良県ホームページに掲載する。

がん検診精密検査医療機関登録に関するフローチャート



胃がん検診精密検査医療機関登録申請書

医療機関	名 称		
	所在地	〒	
	電話番号		
	FAX番号		
	e-mail	@	
診療科目（全てご記入下さい）			
精密検査担当科及び担当医師名 (全員ご記入下さい)	担当科	医師名	
	日本消化器内視鏡学会専門医（有・無）		
	日本消化器内視鏡学会専門医（有・無）		
日本消化器内視鏡学会専門医（有・無）			
検査項目	胃内視鏡検査	可 · 否 (整備予定時期： 年 月頃)	
	組織診検査	可 · 否 (委託機関名：)	
精密検査実施日	曜 日		
	時間帯		
	予約の有無	不要 · 要 (予約方法：)	
	その他 (予約待ち状況等)		

当医療機関は、上記のとおり奈良県胃がん検診実施要領に基づく胃がん検診精密検査医療機関として、必要条件を満たしていますので、登録を申請します。

平成 年 月 日

奈良県がん予防対策推進委員会
委員 殿

医療機関
施設長氏名

印

様式第2号

年　月　日

奈良県がん対策予防推進委員会 殿

医療機関所在地

医療機関名

代表者名

㊞

T E L

胃がん検診精密検査医療機関登録辞退届

下記のとおり、登録辞退の届出をします。

記

登録年月日	年　月　日
登録辞退の理由	
登録辞退希望の 年　月　日	年　月　日
備　考	

議題（3）

がん検診実施要領の修正について

①がん検診に関する市町村からの問い合わせ

②胃がん検診（実施要領及び様式の修正）

- ・対象者の注意事項の追加
- ・検診項目（2）（3）の修正
- ・実施方法（2）対象者の把握の追加
- ・参考資料の追加
(診断・指示区分の説明内容、胃がん検診診断基準について)
- ・胃がん検診票、胃がん精密検査依頼書

③子宮がん検診（様式の修正）

④がん検診精密検査依頼書兼結果通知書

（胃・肺・大腸・子宮・乳がん）

- ・個人情報の免責を記載

◆がん検診に関する市町村からの問い合わせ

	内 容	対 応
子宮がん	・本来説明してから実施しなければいけない子宮体がん検診が、説明がないままに実施され、支払い時に初めて、子宮体がん検診も受けたことがわかり受診者から苦情がきた。	
	・ベセスタ不適正検体ではなく、判定がでているにもかかわらず、判定が不安という理由で再検査の指示をだしてきた。	この場合の再検査は、公費適応外になる。
	・子宮がん検診実施医療機関に検診の予約をしたが、対象者が限定されていて断られたという苦情がきた。	次年度から実施医療機関一覧に対象者限定など注意事項記載
	・子宮がん検診の様式に記載されている細胞診採取部位のV、C、E、EM、S,Pの略字の意味がわからない。	小林先生に確認（対応すみ）
	・採取部位のS、Pが項目に必要か教えて欲しい。	小林先生に確認（対応すみ）
	・採取器具に綿棒の使用を避ける代わりに、綿球を使用する医療機関がてきた。	要実態把握（市町村に確認する）
	・各市町村の精密検査結果報告書が精密検査機関にないため、返送されない現状がある。子宮がん検診（集合契約）の精密検査結果報告書を県で統一して作成して、登録精密検査機関に配布して欲しい。	要検討
胃がん	・「胃がん検診の精密検査依頼書」をもってK病院に受診したが、紹介状なしの扱いで費用が発生した。	精密検査の注意事項に記載する
	・胃がん検診の新しい診断・指示区分（特に2b）の受診者への説明内容のひな型が欲しい ・事後管理の意義説明	実施要領に追加
	・医療機関の診断区分の誤解	従事者研修会の開催
肺がん	・精密検査依頼書に記載されている「肺がん集団検診の手引き」とは何か」と精密医療機関から問い合わせがあった。周知できているのか。知らない医療機関がもっとあるのではないか。	
精密検査 医療機関 の登録	・1次検診医療機関が精密検査医療機関を紹介したが、実際は実施しておらず、受診者から苦情がきた。（県のホームページに掲載されている医療機関を参考にしている）	実施方法、様式、フローチャート作成
	・検診機関にも精密検査医療機関の登録の追加、削除の情報を流してほしい。	
	・がん検診精密医療機関の登録や辞退の方法についてどのようにになっているのか医療機関からの問い合わせがある。登録及び辞退の様式がわからない。	

奈良県胃がん検診実施要領

1. 目的

胃がんは、奈良県で多くみられるがんで、これを早期に発見し早期治療に結びつけることは、胃がんの予防対策上、重要な課題である。市町村は胃がんの早期発見、早期治療のために胃がん検診を積極的に実施し胃がんの正しい知識の普及を図り、住民の健康水準の向上に寄与するものとする。

2. 実施主体

実施主体は、市町村とする。
市町村は、医師会、検査機関、保健所、その他関係機関の協力を得て実施するものとする。

3. 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者。なお、妊娠中の者および妊娠の疑いのある者、過去に造影剤の副作用があった者、当日体調不良の者、検査に耐えうる状態でない者は、放射線障害防止及び安全性の観点から受診させないものとする。

4. 検診項目

検診項目は、(1)問診、(2)胃部エックス線検査とする。

(1)問診は、現在の病状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

(2)胃部エックス線検査は、間接撮影、直接撮影、デジタル方式のいずれも可とする。

間接撮影は、10×10cm以上のフィルムを用い、撮影方法は、被爆線量の低減を図るために、イメージ・インテンシファイア方式が望ましい。撮影枚数は最低7枚とする。

撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会が平成23年3月に発行した「新・胃X線撮影法（間接・直接）ガイドライン改訂版（2011年）」によるものが望ましい。造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に保つとともに、副作用等の事故に注意するものとする。

(3) 診断区分・指示区分及び事後管理区分

この要領において、「指示区分」は次のとおりとする。

0：評価困難：病変存在の判定が困難

（追加検査必要、0a:X線検査、0b:内視鏡検査）

1：正常範囲：異常なし（精密検査不要）

2：軽度異常：良性（2a:精密検査不要、2b:（ ）ヶ月後経過観察※）

※2bの（ ）内は医師の判断によるが、6ヶ月または12ヶ月を基本とする。

3：良性、但し悪性を否定できず：精密検査

4：悪性の可能性（または疑い）：至急精密検査

5：悪性（確定診断）：至急精密検査

6：消化管外病変：精密検査必要（適切な検査法を明記）

この要領において、「事後管理区分」は次のとおりとする。

A：著変なし：著しい異常を認めないもの

B：経過観察：異常を認めるが、治療が必要でないもの

C：通院治療：治療を要すると判断されるもの

D：精検継続：疾病を認め、悪性化の判定のためさらに追加検査を要するもの

E：入院治療：悪性その他の理由で、高度な治療を要するもの

5. 実施方法

(1) 事前準備

市町村は、あらかじめその地域の胃がん発見の現状や対象者の把握を図り、所轄保健所、地区医師会、検査機関等と十分連携を図るものとする。

(2) 対象者の把握

市町村は、過去の胃がん検診結果を踏まえながら、新規対象者の把握に努めること。また、検診未受診者にがんの発見が多いことから、計画検診の実施や未受診者に対する受診勧奨等、検診の効率化を図るものとする。

※胃がん検診のためのチェックリスト【市町村用】1. 検診対象者参照

(3) 検診の場所

医師の指導および管理のもとに、あらかじめ市町村の指定する場所で行う。

(4) 実施方法

実施方法は、集団検診方式と個別検診方式とする。

6. 検診方法

(1) 集団検診方式

ア. 受診票の交付

市町村は、胃がん検診を希望する者に集団検診方式、個別検診方式の趣旨を説明し、胃がん集団検診申込受付簿を独自に作成する。

イ. 検診方法

市町村は、検診当日に胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）を作成し、同時に受診者が記入した（原則として自己記入）胃がん検診票（様式2）に基づいて、記載事項を確認する。検診実施機関は胃がん検診票を参考に胃部間接撮影を行う。

ウ. 胃部エックス線写真の所見

胃部間接写真は、原則として十分な経験を有する2名以上の医師（うち1人は日本消化器がん検診学会認定医）が読影し、胃がん検診票に所見および指示区分を記載する。

エ. 胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書

胃部間接写真の所見および指示区分を検査機関が胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）に転記し、市町村に報告する。

市町村は、胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）に基づいて、受診者に通知または指導する。

オ. 経過観察を要する受診者

検診実施機関は、受診結果を整理するとともに、経過観察を要する受診者（2. 軽度異常：良性（2 b（ ）ヶ月後経過観察））を要経過観察者とする。

市町村は、要経過観察者に医師の指示した（ ）ヶ月後の医療機関への受診勧奨または、12ヶ月後経過観察の場合は、翌年度の検診の受診勧奨を行う。また、要経過観察者の（ ）ヶ月後の医療機関受診または翌年度の検診受診の有無を把握することが望ましい。

カ. 精密検査を要する受診者

検診実施機関は、受診結果を整理するとともに、精密検査を要する受診者（3. 良性、但し悪性を否定できず 4. 悪性の可能性（または疑い） 5. 悪性（確定診断） 6. 消化管外病変）を要精検者とし、胃がん検診確定診断連絡票（様式3）を作成する。市町村は、要精検者に精密検査医療機関への受診勧奨を行う。

キ. 精密検査医療機関

検診実施機関は、要精検者が希望する精密検査医療機関に、胃がん検診確定診断連絡票を送付する。また、精密検査医療機関は、送付された胃がん検診確定診断連絡票に、精密検査結果および事後管理区分結果を記載し検査機関経由のうえ、市町村に報告するとともに、要精検者に対する結果説明および指導を行う。

ク. 市町村の事後指導

精密検査医療機関で、治療を要すると判断された者（通院治療、精検継続、入院治療）に治療の勧奨または確認をする。

（2）個別検診方式

ア. 受診票の交付

市町村は、胃がん検診を希望する者に集団検診方式、個別検診方式の趣旨を説明し、胃がん検診受付名簿（兼）結果名簿（様式4）を作成し、同時に、胃がん検診受診票（様式5）を受診者に交付する。

イ. 検診方法

検診実施機関は、胃がん検診受診票（様式5）を受理し、胃部エックス線撮影を実施する。

ウ. 胃部エックス線写真の所見

胃部エックス線写真の読影は、市町村で設置された専門医から構成する「胃がん読影委員会」で行うことを基本とする。市町村は、読影委員会の設置に関して、地区医師会及び所轄保健所と協議を行う。検診実施機関は、読影委員会の結果を受けて、胃がん検診票（兼）結果票（様式6-1・2）の所定欄に所見および指示区分を記入し、市町村に送付するとともに、胃がん検診委託料請求書（様式7）によって検診料金を市町村に請求する。受診者への結果通知は、市町村長と地区医師会長の間で交わされた胃がん検診委託契約に定めるところにより、検診実施機関あるいは市町村が行うものとする。

エ. 経過観察を要する受診者

検診実施機関は、受診結果を整理するとともに、経過観察を要する受診者〔2. 軽度異常：良性（2b（ ）ヶ月後経過観察）〕を要経過観察者とする。

市町村は、要経過観察者に医師の指示した（ ）ヶ月後の医療機関への受診勧奨または、12ヶ月後経過観察の場合は、翌年度の検診の受診勧奨を行う。また、要経過観察者の（ ）ヶ月後の医療機関受診または翌年度の検診受診の有無を把握すること望ましい。

オ. 精密検査を要する受診者

精密検査を要する受診者（3. 良性、但し悪性を否定できず 4. 悪性の可能性（または疑い） 5. 悪性（確定診断） 6. 消化管外病変）については、検診を実施した検診実施機関において適切な指導（精密検査医療機関の紹介及び受診勧奨等）を行う。又、検診実施機関は、胃がん精密検査依頼書（兼）結果通知書（様式8-1・2・3）を作成し、受診者（要精検者）に精密検査受診の際に持参させる。精密検査医療機関は精密検査依頼書（兼）結果報告書（様式8-2および3）により検診実施機関に報告する。検

診実施機関は、精密検査医療機関から上記胃がん精密検査依頼書（兼）結果通知書（様式8-3）により報告を受けた精密検査結果を市町村に報告する。

市町村は、精密検査未受診者への受診勧奨に際しては、検診実施機関に照会するとともに、不安を与えるよう十分配慮し、適切な指導を行う。

（3）報告

市町村は検診結果を、集団検診方式にあっては胃がん集団検診受診者名簿（兼）結果通知書（様式1）、個別検診方式にあっては胃がん検診受付名簿（兼）結果名簿（様式4）、また、精検対象者にあっては、胃がん検診要精検者名簿（様式9）の結果に基づいて、市町村がん検診結果報告書総括表様式を作成して、毎年6月末日までに速報値を、12月末までに確定値を管轄保健所に報告するものとする（中核市は県健康づくり推進課に報告）。

県保健所は、管内市町村の市町村がん検診結果報告書総括表様式のデータをとりまとめ、毎年7月末までに速報値を、1月末までに確定値を県健康づくり推進課に提出するものとする。

7. 胃がんの予防についての指導

胃がん検診は、単に胃がんの早期発見だけでなく、胃がんに対する正しい知識の啓発と普及の場でもある事を理解して、市町村は、健康教育の実施により常に住民の自主的参加を促す努力をする。

8. 精度管理

（1） 検診実施機関については、国の「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月）。以下「報告書」という。）の「事業評価のためのチェックリスト【検診実施機関用】」（別添）を満たしていることを基本とする。

（2） その他、精度管理については、奈良県市町村がん検診精度管理要領によるものとする。

9. 検診料金等

（1） 検診料金等については、市町村と検診実施機関（又は検診実施機関をとりまとめる地区医師会）との契約に定めるところによるものとする。

（2） 精密検査の費用については、受診者が精密検査医療機関に所定料金を支払う（医療保険扱い）。

10. 個人情報の保護

この検診により業務を担当したすべての関係者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日 法律第57号）」等の関係法令及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日〔平成18年4月改正、平成22年9月改正〕厚生労働省）」等に留意し、検査結果の取扱い等の秘密保持に努めなければならない。

（附則）

この要領は平成6年4月1日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

この改正後の要領は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

<参考>

診断・指示区分の説明内容

- 0：今回の検査では必ずしも異常所見があったわけではありませんが、より確実に異常なしと判定するための検査をおすすめします。
- 1：正常範囲内の結果でした。
- 2a：良性の病変がありますが、精密検査は必要ありません。
- 2b：良性の病変があります。今すぐに精密検査を受ける必要はありませんが、必ず来年も検診を受けてください。
- 3：良性の病変がありますが、悪性の可能性を完全には否定できませんので精密検査を受けていただく必要があります。
- 4：悪性病変の可能性があります。急いで消化器専門医を受診して精密検査を受けてください。
- 5：悪性病変の可能性が高いと考えられます。急いで消化器専門医を受診して精密検査を受けてください。
- 6：胃の周囲に病変が疑われます。精密検査として（　）検査を受けてください。

胃がん検診診断基準について

診断・指示区分		所見	想定される疾患	判定の実際
0	評価困難	判定が難しい所見	腸管との重なり、休動、残渣、粘膜面への残渣、粘液などの残留による評価困難例	
1	正常範囲内・精査不要	萎縮性変化なし	正常	
2a	良性・軽度異常・精査不要	萎縮性変化なし	胃底腺ポリープ、十二指腸潰瘍瘢痕、食道裂孔ヘルニア、胃憩室、十二指腸憩室など	個々の所見により2bにしてよい
2b	良性・軽度異常・要経過観察	萎縮性変化あり	慢性胃炎(萎縮性胃炎)、胃潰瘍瘢痕、胃過形成性ポリープ(5mm未満)など	個々の所見により2a、3にしてよい
3	良性、悪性を否定できず・精密検査	悪性を否定できない所見	胃過形成性ポリープ(5mm以上)、胃腺腫、胃潰瘍など、及び胃粘膜下腫瘍及び鳥肌胃炎など	悪性の可能性は10%以下を想定する。
4	悪性の可能性(及び良性であるが精査要)・至急受診	悪性の可能性が高い所見	胃癌疑い、及び胃粘膜下腫瘍(2cmを越えるか陥凹を伴う)、速やかに治療を要すると考えられる胃潰瘍など	悪性の可能性は50%以下を想定する。
5	悪性・至急受診	悪性であることが確実と思われる所見	胃癌、及び胃粘膜下腫瘍(5cmを越えるか陥凹を伴う)	悪性の可能性は80%以上を想定する。
6	消化管外病変・要精査(検査名付記)	壁外性圧排、石灰化像など	肝・胆・脾腫瘍、胆嚢結石、腎結石など	

※注意

(2a)

胃底腺ポリープ：ヘリコバクター・ピロリ陰性胃に多い、癌化はごく稀。例外は100個以上といわれる

家族性大腸腺腫症

胃・十二指腸潰瘍瘢痕：十二指腸潰瘍は相対的にリスクが低い。胃潰瘍瘢痕は2bとして、悪性を否定できない場合は程度に応じ、胃陥凹性病変として3以上に判定する。

食道裂孔ヘルニア：ヘリコバクター・ピロリ陰性と想定される胃では食道胃接合部における逆流の有無に留意し、稀ながらバレット腺癌を念頭に置く。

胃・十二指腸憩室：室基本的に放置可能。

(2 b)

慢性胃炎：ヘリコバクター・ピロリ感染（既感染を含む）による萎縮性変化を疑うもの。

胃過形成性ポリープ：萎縮性変化を背景に生じているポリープで悪性化は1-4%，大きさなどから2b, 3, 4のいずれかを選択する。

(3)

胃粘膜下腫瘍：小さくとも初回は原則精査対象、大きさ・陥凹の有無に応じて、4，5とランクづけする。

検査方法は内視鏡単独ではなく、初回から超音波内視鏡(EUS)を併用することが望ましい。

鳥肌胃炎：未分化型胃癌の危険因子といわれるため、管理検診へ

(4)

胃潰瘍：良性と断定できる場合でも潰瘍に対してすみやかに治療開始が望ましい場合は判定を4とする。

別添 胃がん検診のためのチェックリスト【検診実施機関用】注1)

1. 受診者への説明

- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか
- (2) 精密検査の方法や内容について説明しているか
- (3) 精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っているか

2. 問診および撮影の精度管理

- (1) 検診項目は、問診及び胃部X線検査としているか
- (2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか
- (3) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか
- (4) 撮影機器の種類（直接・間接・DR撮影、イメージ・インテンシファイア(I.I.)方式等）を明らかにしているか
原則として間接撮影で、10×10cm以上 のフィルムでI.I.方式とする
- (5) 撮影枚数は最低7枚としているか
- (6) 撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとしているか 注2)
- (7) 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意しているか
- (8) 撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会による研修を修了しているか
- (9) 撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しているか

3. 読影の精度管理

- (1) 読影に従事する医師は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告しているか
- (2) 読影は、原則として2名以上の医師によって行っているか（うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする）その結果に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影しているか
- (3) X線写真は少なくとも3年間は保存しているか
- (4) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか

4. システムとしての精度管理

- (1) 精密検査結果及び治療 注3) 結果の報告を、精密検査実施機関から受けているか
- (2) 診断のための検討会や委員会（第三者の胃がん専門家を交えた会）を設置しているか
- (3) 都道府県がプロセス指標（受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度）に基づく検討ができるようデータを提出しているか
- (4) 実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計しているか

注1) 本チェックリストは「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」一部改正（平成18年3月通達）に基づき作成した

注2) 新・撮影法・変法、直接撮影法、DR(Digital Radiography)及びFPD(Flat Panel Detector)による撮影法は、日本消化器がん検診学会発行、新・胃X線撮影法（間接・直接）ガイドライン(2005)を参照

注3) 組織や病期把握のための内視鏡治療など

出典：「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月）

(秘) 胃がん検診票

太枠内に記入またはある項目に○をつけて、受付へ提出してください
 (注) 妊娠中または妊娠の疑いのある人は受けられません。

受付番号	検診日 平成 年 月 日	レ線番号
ふりがな 氏名	性別 男・女	大正 昭和 年 月 日 生 満 歳
住所		TEL ()

1) 今までに胃の検診を受けたことがありますか	ない・ある 検診車で受診(平成 年) 医療機関で受診(平成 年 月) 検診の結果は:異常なし・精密検査(その結果: 造影剤(バリウム)で気分が悪くなったことがありますか: ある ない)
2) 今までに胃の病気にかかったことがありますか	ない・ある 1. 胃潰瘍 2. 胃ポリープ 3. 胃炎 4. 胃がん 5. 十二指腸潰瘍 6. その他() 現在()の治療中・経過観察中 以前()の治療(手術)をした(歳の時)
3) ヒロリ菌の除菌療法を受けたことがありますか	ない・ある 1. ()年前に除菌確認済み 2. 除菌不成功 3. 除菌未判定
4) 胃以外に病気をされたことがありますか	ない・ある 1. 高血圧 2. 心疾患(狭心症・心筋梗塞・不整脈) 3. 脳卒中(出血・梗塞) 4. 肺疾患(結核・肺炎・肺腫瘍) 5. 肝炎 6. 膀胱炎 7. 胆石症 8. 腎結石 9. 腸疾患(腸炎・ポリープ) 10. 糖尿病 11. その他() その病気の治療は:現在治療中・治療終了(治療・経過観察中)
5) 胃の痛みがありますか	ない・ある どんなとき: 1. 空腹時 2. 食後 3. 常に痛む 4. その他() どのあたりが: 1. みぞおち 2. 右上腹部 3. 左上腹部 4. へそ部周辺 5. 下腹部 6. その他() どのような: 1. 強い 2. 軽い 3. 鈍い 4. その他()
6) その他の自覚症状がありますか	ない・ある 1. 胃が重い(もたれる) 2. むねやけ 3. 吐き気 4. 食欲不振 5. おなかがはる 6. やせてきた 7. その他()
7) 飲酒の習慣がありますか	ない・ある 1. 毎日(酒 合・ビール 本) ()年間 2. 1週間に()回(酒 合・ビール 本) ()年間
8) 喫煙の習慣がありますか	ない・ある 1. 毎日 本 ()年間 2. ときどき 本 ()年間
9) 血縁関係の方でがんにかかる方やがんで亡くなった方がありますか	ない・ある 父() [父方] 祖父() [母方] 祖父() 母() 祖母() 祖母() 兄姉() 叔父() 叔父() 弟妹() 叔母() 叔母()

精密検査が必要となった場合の受診予定
 登録医療機関名

病院(医院)

以下医師記入欄

【検診中/検診後の重篤な偶発症】無・有(具体的な内容):

※検診中または検診後に明らかに検査に起因すると考えられる偶発症(入院を要するものに限る)について記載してください。
 (例: 検査中の転倒による骨折、バリウム起因性ショック、検査後のイレウス、腹膜炎等)

位置	部位	所見	撮影体位	診断・指示区分	病名(疑)
□食道	□上部	□陰影欠損	□背臥位二重造影(正面位)	□6 消化管外病変:精密検査	□□ 胃隆起性病変
□噴門部	□中部	□不整陥凹	または正面像)	適切な検査法を明記	□□ 胃陥凹性病変
□窓隆部	□下部	□ニッシェ	□背臥位二重造影第一斜位	()	□□ 胃粘膜下腫瘍
□胃体部	□大弯	□レリーフ集中	□背臥位二重造影第二斜位	□5 悪性(確診):至急精密検査	□□ 慢性胃炎
□胃角部	□小弯	□レリーフ肥大	□腹臥位二重造影(頭低位)	□4 悪性の可能性(または疑い)	□□ 烏肌胃炎
□前庭部	□前壁	□レリーフ消失	□腹臥位二重造影第一斜位	:至急精密検査	□□ 胃ポリープ
□幽門部	□後壁	□粘膜不整	(半臥位)	□3 良性、但し、悪性を否定できず	□□ 胃潰瘍
□十二指腸	□球部	□辺縁不整	□右側臥位二重造影像	:至急精密検査	□□ 胃潰瘍瘢痕
□消化管外	□下行脚	□辺縁硬化	□背臥位二重造影第二斜位	□2 軽度異常	□□ 十二指腸潰瘍
□()	□()	□辺縫陷入	(振り分け)	[□2a: 精密検査不要	□□ 食道裂孔ヘルニア
		□变形	□立位二重造影(第一斜位)	[□2b: ()ヶ月後経過観察	□□ ()憩室
		□消化管外病変	または正面位)	□1 正常範囲	□□ 静脈瘤
		□()		□0 評価困難(追加検査必要)	□□ 胆石
				[□0a: X線検査	□□ 消化管外病変
				[□0b: 内視鏡検査	□□ ()

検診機関住所:

電話:

検診医療機関名:

診断医師名:

診断医師名:

受診者番号

様式3(市町村用)

子宮がん検診報告票(頸部・体部)

*該当項目に○印をつけてください。

報告者	所在 地		採取月日	年 月 日	
	医療機関名		細胞 診 検査機関	受付月日	年 月 日
	医 師 名	印		受付番号	

住 所		TEL () -		
フリガナ 氏 名		生年 月 日	大正 年 月 日 昭和 年 月 日 平成 (満 歳) · 50歳未満	
			· 50歳以上	

市町村長 殿

平成 年 月 日

先般受診された子宮がん検診の結果については、下記のとおりです。

1. 現在のところ子宮がん(頸部・体部)の疑いはありません。
2. 精密検査の必要があります。
 - 当院で精密検査を受診するよう勧奨しました。
 - 他院()で精密検査を受診するよう勧奨しました。
3. 不適・判定不能(頸部・体部)です。

臨床診断	1. がんの疑い(頸部・体部) 2. 膀胱びらん 3. 頸管炎 4. ポリープ 5. 膀胱炎 6. 子宮筋腫 7. 付属器腫瘍 8. 付属器炎 9. 間経後出血 10. 月経異常 11. 更年期出血 12. その他() 13. 所見なし 臨床的指示(ただちに・1ヵ月後・3ヵ月後・6ヵ月後)	採取部位	V(膀胱) C(頸部) エンドサイト E 吸引法 EM ブラシ法 S(断端) 採取不能 P(プール) 子宮腔長(cm)																						
標本の種類	標本作成法 <input type="checkbox"/> 直接塗抹法 <input type="checkbox"/> 液状検体法	コルボスコープ	<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施 ※必ずチェックしてください 所見																						
	採取器具 <input type="checkbox"/> ブラシ <input type="checkbox"/> へら <input type="checkbox"/> 純棒 <input type="checkbox"/> その他()																								
判定	頸部(エセタ分類) ※該当するものに○印をつけて下さい。 ※頸部細胞診結果については原則ペセダ分類をご記入ください。 ※網掛け部分は精査対象者を示しています。	<table border="1"> <tr> <td>不適 (判定不能)</td> <td>NILM</td> <td>ASC-US</td> <td>ASC-H</td> <td>L-SIL</td> <td>H-SIL</td> <td>SCC</td> <td>AGC</td> <td>AIS</td> <td>Adenoca</td> <td>Other</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>II</td> <td>IIIa</td> <td>IIIb</td> <td>IIIc</td> <td>IVa</td> <td>IVb</td> <td>IVc</td> <td>IVd</td> <td>IVe</td> <td>IVf</td> </tr> </table>		不適 (判定不能)	NILM	ASC-US	ASC-H	L-SIL	H-SIL	SCC	AGC	AIS	Adenoca	Other	I	II	IIIa	IIIb	IIIc	IVa	IVb	IVc	IVd	IVe	IVf
	不適 (判定不能)	NILM	ASC-US	ASC-H	L-SIL	H-SIL	SCC	AGC	AIS	Adenoca	Other														
I	II	IIIa	IIIb	IIIc	IVa	IVb	IVc	IVd	IVe	IVf															
体部: 陰性 · 擬陽性 · 陽性 · 判定不能																									
コメント	トリコモナス・真菌類・雑菌・ヘルペス ・その他()																								
検査中・検査後の重篤な偶発症	無・有(具体的な内容) ※精査中または精査後、明らかに検査に起因すると考えられる偶発症(入院を要する者に限る。)の有無及びその内容について記載して下さい。																								

様式3(3枚複写)
様式3-1 (精密医療機関)
様式3-2 (検診機関用)
様式3-3 (市町村用)

(秘) 胃がん精密検査依頼書(兼)結果通知書

平成 年 月 日

精密検査医療機関 殿

検査機関名

TEL

下記の方は、胃部X線検査の結果、精密検査となりましたので、ご高診下さるようお願いいたします。なお、お手数をおかけいたしますが、様式8-2および8-3を検診機関にご返送下さるように重ねてお願い申し上げます。

ふりがな 氏名	性別 男・女	生年 月日	明・大・昭 年 月 日 满 歳
住所	電話番号		

位置	部位	異常所見	診断・指示区分					
			所見(疑)					
□食道	□上部	□ 陰影欠損	□ 0:評価困難:追加検査(a:X線検査 b:内視鏡検査)					
□噴門部	□中部	□ 不整陥凹	□ 1:正常範囲内:精査不要					
□穹隆部	□下部	□ ニッシェ	□ 2a:軽度異常:精査不要					
□胃体部	□大弯	□ レリーフ集中	□ 2b:軽度異常:要経過観察()ヶ月後再検査					
□胃角部	□小弯	□ レリーフ肥大	□ 3:良性、但し、悪性を否定できず:精密検査					
□前庭部	□前壁	□ レリーフ消失	□ 4:悪性の可能性(または疑い):至急精密検査					
□幽門部	□後壁	□ 粘膜不整	□ 5:悪性(確診):至急精密検査					
□十二指腸	□球部	□ 辺縁不整	□ 6:消化管外病変:精密検査(適切な検査名:)					
□消化管外	□下行脚	□ 辺縁硬化						
□()	□()	□ 辺縁陥入	□ 胃隆起性病変	□ 胃粘膜下腫瘍	□ 胃ポリープ	□ 胃潰瘍	□ 十二指腸潰瘍	
		□ 变形	□ 胃粘膜下腫瘍	□ 胃潰瘍	□ 胃潰瘍瘢痕	□ 食道裂孔ヘルニア		
		□ 消化管外病変	□ 慢性胃炎	□ 胃潰瘍瘢痕	□ ()憩室			
		□ ()	□ 静脈瘤	□ 消化管外病変	□ ()			

精密検査結果(精密検査実施医療機関記入欄)

【上部消化管内視鏡検査】 主要所見(スケッチ)		施行年月日: 年 月 日
		施行医療機関名:
所見		生検結果Group 1 2 3 4 5
		診断名 1 2 3
【精検中／精検後の重篤な偶発症】 無・有(具体的な内容:) ※精検中または精検後に明らかに検査に起因すると考えられる偶発症(入院を要する者に限る)について記載してください。 (例: 前投薬起因性ショック、消化管出血、(輸血や手術を要する程度)、消化管穿孔、腹膜炎等)		
【確定診断】 1. 異常なし 2. 胃がん(原発性・続発性)/早期(粘膜内 粘膜下層)・進行・深達度不明 3. 胃がん疑い 4. 胃粘膜下腫瘍 5. 胃腺腫 6. 胃潰瘍 7. 胃潰瘍瘢痕 8. 十二指腸潰瘍 9. 十二指腸潰瘍瘢痕 10. 胃ポリープ 11. 胃炎 12. 食道がん 13. その他		
【事後管理区分】 1. 異常なし 2. 経過観察 3. 通院治療 4. 精査継続 5. 入院治療		
他機関紹介	医療機関名	診療科
記載年月日	医療機関名	医師名

※地方公共団体への精密検査の結果の情報提供は、「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成22年9月17日改正)厚生労働省」において、本人の同意を得る必要はないとされています。

※必要に応じて複写すること
(様式 10)

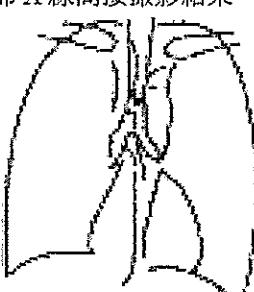
肺がん検診精密検査依頼書兼結果報告書

精検医療機関 様

平成 年 月 日

検査機関(市町村)名
医師名

肺がん検診の精密検査をお願い申し上げます。

氏名	生年月日	年 月 日 歳
胸部 X 線間接撮影結果 		喀痰細胞診判定結果
検査日 平成 年 月 日 所見		A B C D E

※「肺がん集団検診の手引き」による

1. 精検受診日 平成 年 月 日	2. 検査方法 ア. 胸部 X 線直接撮影 イ. 喀痰細胞診 ウ. CT 検査 エ. 気管支内視鏡検査(造影法・擦過細胞診・組織診)	3. 診断名 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>ア. 異常なし イ. 原発性肺がん ウ. 肺がん疑い エ. その他悪性新生物 オ. その他の新生物 カ. その他()</p></div> <p>診断名(組織診断): 腫瘍径 cm ステージ分類: I 期 II III (IIIA 期 · IIIB 期) IV 臨床病期不明</p>
4. 指示事項 1) 経過観察が必要(1ヶ月後・3ヶ月後・6ヶ月後・1年後) 2) 治療が必要 ア. 自院で治療 イ. 他の医療機関紹介 照会医療機関所在地 医療機関名	5. 精検中・精検後の重篤な偶発症 無・有(具体的な内容:)	6. その他参考事項
<p>※精検中または精検後、明らかに検査に起因すると考えられる偶発症(入院を要する者に限る。)の有無及びその内容について記載してください(例: 経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血、検査後の気胸等)。</p>		
平成 年 月 日 精検医療機関名 医師名		

注) 精検医療機関で上記にご記入の上、検診医療機関(市町村)宛ご報告ください。

※地方公共団体への精密検査の結果の情報提供は、「医療・介護事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成 22 年 9 月 17 日改正)厚生労働省」において、本人の同意を得る必要ないとされています。

様式 12-1 (精密検査医療機関控)
 様式 12-2 (検診機関報告書)
 様式 12-3 (市町村報告書)

大腸がん検診精密検査結果報告書Ⅲ

検診日	平成 年 月 日		精検初診日	平成 年 月 日		
受付番号		受診者氏名	男 女	生年月日 (年齢)	M T S	年 月 日
住所						

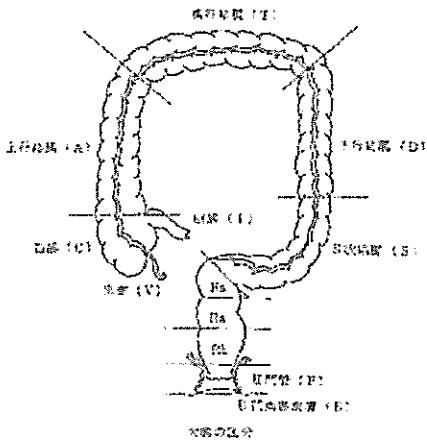
精密検査結果を下記にご記入の上、お手数をおかけしますが、様式 13 及び様式 14 を一次検診
 医療機関にご返送くださるようお願い申し上げます。

1. 検査方法

- (1)全大腸内視鏡 (2)S 状結腸内視鏡+注腸
 (3)ポリペクトミー (4)生検 (5)その他 ()

2. 診断 (異常なし・あり)

- (1) 大腸がん (原発性・その他) (①早期 [粘膜内・その他]・②進行) *部位をご記入願います。
 (2) 大腸がん疑い
 (3) 大腸ポリープ (①腺腫・②非腺腫)
 (4) 潰瘍性大腸炎
 (5) クローン病
 (6) 虚血性腸炎
 (7) ベーチェット病
 (8) 大腸憩室
 (9) 大腸粘膜下腫瘍
 (10) その他 (痔疾患・胃がん・胃潰瘍等)



3. 併存病変 (転移巣等)

病名 : 部位 :

4. 事後処理 (要・不要)

- (1)通院治療 (2)入院治療 (3)手術 (4)ポリペクトミー
 (5)経過観察 _____ヶ月後 注腸、内視鏡、生検、その他
 (6)紹介病院 _____

5. 精検中・精検後の重篤な偶発症

無・有 (具体的な内容 :)

※精検中または精検後、明らかに検査に起因すると考えられる偶発症(入院を要する者に限る。)の有無及びその内容について記載してください(例:腸管出血(輸血や手術を要する程度)、腸管穿孔、前投薬起因性ショック、腹膜炎等)。

住所 _____

市町村 _____

電話 _____

住所

医療機関名 _____

電話
担当課

担当医師 _____

※地方公共団体への精密検査の結果の情報提供は、「医療・介護事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平成 22 年 9 月 17 日改正)厚生労働省」において、本人の同意を得る必要ないとされています。

様式5（3枚複写）

様式5-1
5-2検査機関用
5-3市町村用

乳がん精密検査票

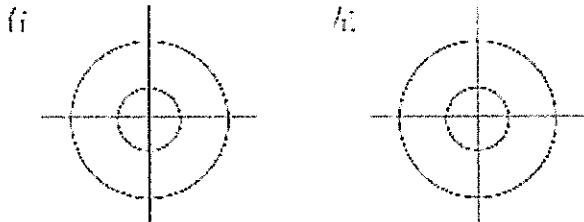
受付番号 _____ 検診日：平成 年 月 日 市町村名 _____

氏名（フリガナ）		生年月日	年 月 日 生 歳
住 所	電話（ ） -		
医療機関名			

精密検査結果を下記にご記入の上、お手数をおかけしますが、様式5-2及び3を一次検診医療機関へご返送くださいますようお願い申し上げます。

1. 検査項目
マンモグラフィ 超音波 細胞診 生検 その他（ ）

2. 精密検査結果

異常なし異常あり乳がん（原発性 その他）乳がん疑い纖維線腫乳腺症その他（病名）

組織型；乳頭腺管がん 充実腺管がん 硬がん 特殊型 不明
 腫瘍の大きさ 右； cm
 左； cm

病期 Tis 0 I IIa IIb IIIa IIIb IIIc IV

3. 指示事項

経過観察が必要 → 3ヶ月後 6ヶ月後 1年後 その他（ ）

治療が必要 → 自院で治療

他の医療機関受診指示（医療機関名）

その他

4. 精検中・精検後の偶発症

無 有（具体的な内容： ）

※精検中または精検後、明らかに検査に起因すると考えられる偶発症（入院を要する者に限る。）の有無及びその内容について記載して下さい（例：穿刺吸引細胞診や針生検による感染症等）。

精密検査受診日 平成 年 月 日

精密検査実施医療機関名 _____

医師名 _____

5. 備考

※地方公共団体への精密検査の結果の情報提供は、「医療・介護事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成22年9月17日改正）厚生労働省」において、本人の同意を得る必要はないとされています。

様式 7 (3枚複写)
様式 7-1 (精密医療機関用)
様式 7-2 (検診機関用)
様式 7-3 (市町村用)

子宮がん検診精密検査依頼書兼結果通知書

平成 年 月 日

精密検査医療機関 御中

医療機関名

T E L

本書持参の方は、子宮がん検診（子宮頸部・子宮体部）の結果、精密検査が必要と指示いたしました。ご多忙中恐縮に存じますが、ご高診くださるようお願い申しあげます。

なお、下欄により結果通知書にご記入の上、お手数をおかけいたしますが様式 7-2 および 3 を当院へご返送くださるように併せてお願い申し上げます。

フリガナ 氏 名		生年月日	T・S・H 月 日生 (歳)
細胞診結果		市町村名	
参考事項	検診年月日 年 月 日		

1. 精密検査結果（組織診の分類は「地域保健・健康増進事業報告」の項目をもとに作成しています。）

異常認めず	組織診												体部					
	頸部																	
	がん			扁平(再)			腺(再)			軽	中	高	疾形が	のがん以外び	のがんの	がん	のがんの	疾がん
	原発性	皮内	うち内上	皮内	うら浸潤	小うら浸潤	上皮内	浸潤	上皮内	度	等度	高度	性	性ん以外び	ある疑者い	原発性	続発性	増殖うち内症膜

その他（病名）

2. 指示事項

ア. 経過観察が必要（1カ月後・3カ月後・6カ月後・1年後再診）

イ. 治療が必要（要手術・要通院・服薬・その他）

① 当院で治療

② 他の医療機関への受診を指示 話先医療機関名

3. 精検中・精検後の重篤な偶発症

無・有（具体的な内容：）

※精検中または精検後、明らかに検査に起因すると考えられる偶発症（入院を要する者に限る。）の有無及びその内容について記載して下さい（例：組織採取中の多量出血、検査後の骨盤内感染症等）。

4. その他の参考事項

5. 精検受診日 平成 年 月 日

医療機関名

医師名

※地方公共団体への精密検査の結果の情報提供は、「医療・介護事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成 22 年 9 月 17 日改正）厚生労働省」において、本人の同意を得る必要はないとされています。